社会保障改革に関する集中検討会議(第五回)

議事次第

平成 23 年 4 月 27 日 (水) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 官 邸 4 階 大 会 議 室

- 1. 開 会
- 2. 討議
- 3. 閉 会

配布資料

(資料1) ヒアリングにおける意見について(案)

(資料2) 社会保障改革に関する意見等(ヒアリング等結果要旨)

(資料3)社会保障改革に関する意見等(関係府省提出資料要旨)

ヒアリングにおける意見について(案)

平成 23 年 4 月 27 日

社会保障改革に関する集中検討会議(東日本大震災の発生後は準備作業会合)において2月から4月にかけて行った公開ヒアリング等において、各方面の方々から提出された提言や意見は別添のとおりであった。

- ・複数の方々から同旨の御指摘があったり、概ね方向性が一致した事項を中心に記述
- ・それ以外の個別分野に関する具体的指摘事項については、別表に記述

集中検討会議において、今後、政府・与党における検討状況をも聴取しながら、社会保障・税一体改革の成案作りに向けて 議論を行うために整理したものである。

1. 総論的事項について

(1) 社会保障改革の考え方についての意見

- 社会保障制度改革は待ったなしの課題である。国民が安心して健康な暮らしを営むことができるよう、社会保障国民会議や安心社会実現会議以来の議論や、現政権下における議論も踏まえ、早急に取り組む必要がある。
- 改革に当たっては、現状の課題・問題点を国民に十分に理解してもらう必要がある。あわせて、社会保障のあるべき方向性として、「個々人が、それぞれの能力を存分に活かして尊厳を持って生きることができる社会」、「住み慣れた地域の中で誰もが最期まで暮らせる社会」といった基本理念や「共生」、「総合化」といった改革の考え方、哲学を提示し、国民の信頼につながるわかりやすいメッセージを発信すべきである。
- 社会保障のサービスについては、「ワンストップ」や「パーソナルサポート」など 供給側ではなく利用者の立場に立って見直すべきである。
- 経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。社会保障改革を 進める大前提として、経済成長や付加価値・生産性の向上を図ることが必要不可 欠である。また、企業の国際競争力や国内での雇用の確保に配慮する必要がある。
- 医療・介護など社会保障を活用して、雇用や消費が連鎖する制度を作り、経済が活性化した結果、財政に貢献するという好循環を目指すべきである。その際、社会保障を産業としてとらえ、新たな雇用や需要の創出につなげる成長戦略に資するものとしていく観点も重要である。
- 国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が必要であり、これは 結果的に質的な機能強化につながる。より良い社会保障給付をより低いコストで 実現するという「効率化」を目指すべきである。
- 大きなセーフティネット(全国レベルのサービス)と、きめ細かなセーフティネット(地域の実情や個人の事情に即して提供すべきサービス)が調和しつつ、国民の満足度の高い社会保障サービスを提供すべきである。
- 社会保障給付事務の多くは基礎自治体が担っており、国と地方の協働と役割分担

に基づく社会保障を構築すべきである。特に、サービスは地域の実情に応じ、包括的かつ切れ目なく提供することとし、地方に対する義務付け・枠付けを見直すべきである。

(2) 目指すべき社会保障の姿と施策の優先順位についての意見

- 多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると実感できていない。そうであるがゆえに、社会保障は高齢世代を支えるだけのものと考え、距離感や信頼の喪失が生じている。
- 高齢世代への給付を中心とする現行制度を改め、子どもや若年世代への社会保障についても充実を図ることによって、全世代支援型の積極的社会保障政策への転換や所得再分配機能の強化が必要である。社会保障制度の持続可能性は、制度を支える現役世代にかかっており、その転換により、制度を支える現役世代の活力を高めることができる。
- 社会保障を考えるときには、若者、女性、失業者等一人も漏らさず参加を保障して、一人一人を「包摂」する社会を目指すべきである。
- 目指すべき姿を考えるに当たっては、日本を福祉先進国に創り変える、福祉や医療や介護の再生を図る、社会保障のまちづくりを進めるといった視点も重要である。
- 社会保障制度の持続可能性の確保の観点から、予防、就労支援(自立支援)等の 強化により、個人が支えられる側から支える側に回れるような支援を強化すべき という意見があった。
- 税財源を充てる分野として、現物サービスの提供があり、産業の活性化にもつながり得る医療や介護、子育ての分野をより重視すべきという意見があった。
- 自助・自立を基本に、共助・公助の適切な組み合わせを図る必要があり、NPO など「新しい公共」を担う多様な主体が活躍する社会づくりを目指すべきである。 また、雇用やボランティア活動などを通し、誰もが社会を維持するための役割を果たし、社会に参画することを目指すべきである。
- 制度の簡素化、柔軟性の確保、制度相互間の連携により、地域の問題は地域で解決していけるよう、制度における地方自治体の自己決定、自己責任を確立すべき

である。

○ 国民も、給付の改善だけを求めるのではなく、負担についても併せて考える必要がある。国民や企業に必要な負担をお願いしなければならないということを、何のためにかを明らかにしながら、正面から訴えるべきである。

負担を求める際には、低所得者に配慮する必要があるとの意見があった。

(3) 社会保障・税に関わる番号制度についての意見

- 公平・公正な社会保障の構築、効率的できめ細かい制度運営等のためのインフラ として、社会保障と税に関わる番号制度の導入は急務である。
- また、高額医療・高額介護合算制度の改善や所得捕捉の強化等、社会保障・税に 関わる番号制度の活用により、医療、年金等の様々な分野で、国民の利便性や制 度の効率性を高めることが必要不可欠である。

(4) 震災復興との関係についての意見

- 震災で、一人一人が自助努力のみで生きていくのは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会的に困難な状況にある人たちが増えるといういわば「長期かつ音のない地震」が起きている中で、社会保障は震災復興と同じ役割を担っており、それに備えるべきである。また、被災地には高齢者が多いことなどから、社会保障を充実させることは震災復興につながる面もある。
- 震災復興は短期的で、地域的で、個別的であり、社会保障改革は長期的で、全国 的で、構造的であるという違いはあるが、「支える力を高める」という点で重なり 合っているという意見があった。
 - 一方で、一瞬にして何もかもを失ったという極めて深刻な状況にある被災地の 復興と、既に築き上げてきた社会保障の持続可能性の問題は同じレベルで考える ことなく分けて考えるべきであるとの意見があった。
- 震災復興のために新たに大規模な政府支出が必要なことを考えれば、財政の国際的な信認、市場の信認を確保するためにも、より一層、社会保障と税の改革の必要性が高まっている。

- 震災により、財政制約が厳しくなる中、真に守るべき社会保障像を骨太に議論すべきである。その際、震災復興のためにも、社会保障の機能強化を図る一方で、 重点化・効率化にもこれまで以上に取り組むべきである。また、税と社会保険の 役割を明らかにして議論すべきである。
- 震災で浮き彫りになった社会保障の課題を克服し、今後のあるべき姿を示すため にも、被災地をモデル地域として、全国につなげていく契機とすべきである。
- 全体のビジョンを示す中では、被災地以外の地域においても震災の影響が出ていることを考慮すべきとの意見があった。

(5) 超党派での議論の必要性についての意見

○ 社会保障改革については、超党派での合意形成を図り、与野党を含めた協議の場 を設置して推進すべきである。

2. 医療・介護について

(1) サービス提供体制についての意見

- 医療提供体制は、医療従事者の不足、地域偏在と診療科間の偏在の問題、救急医療体制の整備等、様々な課題を抱えている。介護についても、サービスの質の向上などが課題となっている。
- 一方、より低コストでより良い医療・介護サービスを提供できるよう工夫する余地は大きい。
- 医療提供体制については、急性期医療から在宅医療まで、医療機関の機能分化と 連携強化を図り、国民が安心できる地域医療を確保するとともに、効率化・重点 化を目指すべきである。
- 介護サービスについては、医療との分担・連携に留意しつつ、住み慣れた自宅や 地域で要介護者が最期まで暮らせる地域包括ケアシステムを整備すべきである。
- また、病院勤務医や看護師等の医療従事者や介護従事者の就労環境の改善等を推 進すべきである。

○ 医療提供体制の課題の解決には、改革内容のメッセージや対話を通じて、サービスの受け手の意識の変革を促していくことが必要である。

(2) 保険者や公的給付のあり方・利用者負担等についての意見

- 医療保険については、国民皆保険制度を持続可能なものとするため、保険者及び 財源のあり方等について改革が必要である。また、給付のあり方についても見直 すべきである。
- 介護保険については、公費・保険料・利用者負担のあり方を見直すとともに、給付の重点化による効率化等を図るべきである。

(3) その他の意見

○ ICTや介護ロボットの活用など、技術革新への対応を進めるべきである。

3. 子ども・子育てについて

(1) 子ども・子育て新システムについての意見

○ 子ども・子育て新システムについては、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実や安定財源確保等の観点から検討すべきである。

その際、地方自治体の意見を尊重し、地域の実情に応じたものとなるようにすべきである。

また、低所得者の負担増に配慮すべきとの意見、特別会計の創設や企業負担増には反対との意見や、コスト削減につなげることが大事との意見があった。

(2) 仕事と子育ての両立についての意見

○ 仕事と子育てを両立しやすくすることは、今ある人材の活用とともに、次世代を 育てることで、経済成長や持続可能性を高めるものであり、我が国の将来の発展 に欠かせないものである。

- そのため、ワークライフバランスの推進や、仕事と子育ての両立支援を通じたM 字カーブの解消、女性の就業率の向上を図るべきである。
- 配偶者控除、年金の第3号被保険者制度やパート適用の見直しなど、男女共同参画の観点から、個人の多様な選択に中立的な仕組みとすべきとの意見があった。

(3) 子ども手当についての意見

○ 子ども手当については、手当の水準、所得制限の導入、現物給付とのバランス等 について検討すべきである。

4. 年金について

(1) 年金制度体系と改革のプロセスについての意見

- 年金制度体系については、将来的には、自営業者も含めた所得比例年金に一元化 すべきという意見と、現行の2階建て制度を維持すべきという意見があった。
- また、2階建て制度を維持すべきという意見の中には、現行の制度を維持すべき という意見のほか、1階部分を税方式とすべきとの意見や2階部分を任意の拠出 建てとすべきとの意見があった。
- なお、制度体系の改革を、すぐに取り組む改革と、将来的に取り組む改革の2段階で考えるべきとの意見もあった。

(2) 基礎年金制度・最低保障機能についての意見

- 基礎年金の国庫負担については、2分の1を維持すべきという意見や、まずは2分の1を賄う安定財源を確保し、段階的に引上げていくとする意見、全額税方式とすべきという意見があった。
- 基礎年金の水準については、65歳以上全員に月額7万円を給付する(全額税財源) という意見や、満額を月額7万円に引き上げ、月額5万円の最低保障を行うとい う意見があった。

また、基礎年金の他に、低所得者に対し、月額2万円程度の年金を支給する(高

年金者の基礎年金国庫負担分等を財源)という意見があった。

○ 自営業者も含めた所得比例年金に一元化する場合には、基礎年金は所得比例年金 を補完する最低保障年金へ転換するという意見があった。

(3) 厚生年金への適用拡大についての意見

- 非正規労働者への厚生年金適用拡大を進めるべきである。
- さらに、非正規雇用の増大に対応して、社会保険制度全体で適用拡大を進めるべきとの意見や、働き方や業種別の企業経営・負担への影響、支払実務の問題を踏まえつつ検討を進めるべきとの意見があった。

(4) 年金制度の一元化についての意見

- 被用者を対象とする厚生年金と共済年金は一元化すべきである。
- 国民年金と被用者年金の一元化については、自営業者等の所得把握が難しい国民 年金は別制度のままとして将来の課題とすべきとの意見や、第1段階の改革とし て、厚生・共済年金の一元化を行い、第2段階の改革として、全ての制度を一元 化すべきとの意見があった。

(5) その他の意見

- 現行制度の財政の現状や未納・未加入問題について、正確な認識の共有が必要であり、社会保障についての教育が重要である。
- マクロ経済スライドは、デフレ経済に対応したものに見直すべきである。
- 平均寿命や就労期間が延びる中で、本来の社会保障の機能が適切に発揮されるためにも、年金の支給開始年齢の引上げの議論が必要である。

5. 貧困・格差対策について

- 社会保障と雇用政策との連携を強化して、参加と包摂を図るとともに、貧困や格 差の連鎖につながらないような支援策を講じるべきである。
- 例えば、一人親世帯、子ども、若者、女性、ホームレスなどについて、パーソナルサポート・包括的支援、住宅などのサービスを保障する支援策などが重要である。
- 求職者支援制度に住宅支援や生活支援、個別支援をセットにした「第2のセーフ ティネット」を構築すべきである。

6. 障害者施策について

○ 障害者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、施策の充実を図ると ともに、障害者に係る制度の集中的な改革を着実に進めるべきである。

7. 財源確保と財政健全化について

(1) 財政健全化の同時達成についての意見

- 社会保障の持続可能性がないということは財政が持続可能でないことと同じであり、財政の破綻を避けなければいけないというのは至上命題である。また、財政の問題はマーケットにつながる問題であり、諸外国もその動向に注目している。 先送りというイメージは国民の期待に反すると同時に、マーケットにも想定外の反応を呼び起こす。
- 常に「賢明な支出(ワイズ・スペンディング)」を目指し、公債や借入金への依存 を徹底して排除しなければならない。時間がたてばたつほど財政再建という領域 が肥大化してくるのであり、切迫感を持って取り組んでいく必要がある。
- 社会保障財源の配分については、厳しい目で政策の優先順位をつけ、財源を効率 的かつ最大限に活かせるようにすべきである。
- 財政健全化については、早期にきちんとしたシナリオを提示することが必要である。社会保障給付に見合った安定財源の確保は、国際公約ともなっている財政健

全化の同時達成につながる。

(2) 税負担のあり方についての意見

- 社会保障の安定した財源を確保し、今後も安定したサービス量を保障することが 国民の安心のために必要であり、そのためには、世代間の公平性の観点や税収と しての安定性等から消費税が重要である。
- 消費税の使途は、社会保障に限定すべきである。その範囲については、基礎年金、 高齢者医療、介護、子育て支援の給付に充てるべきという意見や、年金目的税化 すべきとの意見等の様々な意見があった。また、厳密な意味での目的税化は不適 切との意見があった。
- 消費税率の引上げについては、先送りすべきではないとの意見があった。また、 将来的な消費税率や引上げの時期については様々な意見があった。さらに、適切 な逆進性対策を図るべきである。
- 所得再分配機能の強化の観点等から所得や資産への課税のあり方などについても、 検討すべきである。
- 国と地方のあり方について検討し、安定的な地方税体系の確立を図るべきとの意見があった。その際、地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべきとの意見があった。

(3) その他の意見

○ 国民に負担増を求める際には、徹底した行財政改革を実行すべきである。

個別分野に関する具体的指摘事項について

分 野	具体的指摘事項の要旨
	・医療提供体制の改善や効率化には、地方公共団体の役割が重要。
	・地域ごとの特性に応じて医療計画を作成し、人材育成を含めた地域完結型のシステムを構築すべき。
	・公が関与し医師を全国に計画配置する制度を設けるべき。
	・「総合医」「家庭医」の育成・普及を図るべき。
	・医療ミス防止のため、医療事故調査委員会を設置すべき。
医療提供体制	・費用の節約を図る観点からも医療と介護の連携を進めるべき。
	・後発医薬品の使用を促進すべき。
	・患者の命を守るのか、QOLや尊厳を守るのかについて、国民的コンセンサスの形成を図るべき。
	・高齢化社会では、自ら健康を維持管理することが重要。
	・被災地域を特区にして新たな医療供給体制を構築すべき。
	・優先順位付けや年次計画の策定などにより、改善点の見える化を図るべき。
	・介護予防や自立した生活のためのサービスを拡充すべき。
	・状態を改善させるような適切な介護サービスの実施が必要。
	・高齢者が住みやすい住宅の整備やまちづくりと、巡回型訪問介護サービスの充実を図るべき。
	・特別養護老人ホームの整備基準の見直し等により、施設を住宅に転換すべき。
	・認知症高齢者のための市民後見人の育成等、認知症対策を推進すべき。
	・ボランティアなどを活用してサービスの改善を図るべき。
介護サービス	・株式会社など多様な運営主体の参入を促進すべき。
	・措置から契約への移行に適合した経営に社会福祉法人を改革すべき。
	・ケアマネージャーの質の向上を図るべき。
	・医療介護の人材育成の課程を見直すべき。
	・合併や協同組合化等も含め、介護事業者の育成を図るべき。
	・震災後の社会に対応するよう地域福祉計画、介護保険計画等の見直しを図るべき。
	・小中高などの教育カリキュラムの中で「福祉」を義務化すべき。

	医療保険	 ・都道府県の役割の強化、レセプトチェックの強化など保険者機能の強化を図るべき。 ・地域保険への統合など、公的医療保険の再編を進めるべき。特に、国民健康保険については、都道府県を運営主体とすることを含め、安定的な運営を確保すべき(将来的には国に一元化することを目指すことも検討)。 ・公的医療保険は段階的に全国一本化を目指すべき。 ・高齢者医療制度の見直し。 ・高齢者の窓口負担を引き上げるべき。 ・患者一部負担は諸外国に比べ高い。高額療養費の上限も、財政影響を勘案しつつ、できる限り引き下げるべき。 ・医療保険については、ビッグリスクをみんなできちっと支え合うが、中所得以上の人はスモールリスクは自助努力で賄
		 うということも一つの考え方である。医療保険の給付範囲を見直す観点から、いわゆる保険免責制の導入を検討すべき。 ・患者にとって病気が軽度かどうかは明らかでなく、早期治療が困難になるため、保険給付範囲の縮小につながる保険免責制には反対。 ・医療を産業として育成する等の観点から、混合診療を原則解禁すべき。 ・既に保険外併用療養費制度(評価療養・選択療養)が導入されており、その積極的な活用を図るべき。低所得者が医療を受けられなくなるおそれのある混合診療の解禁には反対である。 ・医療費高騰抑制のため、薬剤費全体の抑制が必要。
	介護保険	・被保険者の範囲を拡大(20歳以上など)すべき。 ・被保険者の対象年齢は維持すべき。 ・施設入所者等は重度要介護者に重点化すべき。 ・補足給付を中心に給付の無駄削減を行うべき。 ・自己負担を2割に引き上げるべき。 ・付加的なサービス等についての選択肢を拡大すべき。 ・介護保険に係る権限は、基礎的自治体に一元化すべき。
	子ども・子育て	 ・子どもを安心して育てられる社会にしないと、社会保障を支えることすらおぼつかない。社会保障の中で、全ての子育て家庭を支えることを明確に位置づけるべき。 ・子育て支援拠点と包括的な相談体制の整備を推進すべき。 ・乳幼児医療費助成制度の全国統一化。 ・誕生から小学校入学まですべて幼児教育と位置づけて一元化すべき。 ・利用者の人数に応じて補助金を払う仕組み又は育児バウチャーとすべき。

C	u
	_

	・自治体の判断基準を透明にわかりやすくし、多様な供給主体の参入を促すべき。
	・子ども手当は、保育所等に使途を限定した「国民保育券」にすべき。
	・労働時間の短縮化により、家族、地域の安定、女性の就労促進、国民の健康改善、育児介護の負担減を図るべき。
	・低所得世帯の負担増にならないよう配慮しつつ、片働き世帯モデルによる税と社会保障のシステムを見直すべき。
	・マクロ経済スライドの実施による基礎年金水準の低下について、対応が必要。
	・最低保障機能の強化を図る際には、高所得者・高年金者の基礎年金は減額すべき。
基礎年金制度•	・無年金者を少なくする観点から、25年の現行受給資格期間を短縮すべき。
最低保障機能	・25年の現行受給資格期間の短縮化は未納者の増加や将来の低年金者の発生の可能性がある。保険料の強制徴収や年金
	教育の徹底とセットで検討すべき。
	・基礎年金は負担の一元化を図るべき。
	・子育て世帯の保険料負担を軽減すべき。
F A (7 0 M)	・年金課税を強化すべき。
年金(その他)	・国民年金未納付、厚生年金適用漏れ拡大への対策を講じるべき。
	・少ない時間でも働いたら年金保険料の事業主負担分が発生する仕組みを検討すべき。
	・求職者支援制度などの職業訓練を拡充すべき。
	・ワークシェアリングの導入、最低賃金や男女の賃金格差、労働者派遣のあり方などを見直すべき。
	・行政の縦割りや申請主義を排し、パーソナルサポートなど関係機関の一層の連携強化による総合的・包括的な相談体制
	を構築すべき。このため、マンパワーの育成と充実を図るべき。
	・生活に困窮する住民を支える拠点として、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。
41 A 44 H 19	・複合的な困難を抱える若者に対しては、関係機関が横断的に連携して「伴走的支援」を行うべき。
社会的包摂	・行政の現場での情報共有を進めるため、個人情報保護のあり方等についても検討すべきである。
	・国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。
	・貧困の連鎖を断ち切るためには、教育が重要。
	・子どもの貧困の解消を図るべき。
	・学齢期以降の障害児施策を充実させるべき。
	・ひとり親家庭に対し、就労に偏らない生活全般を見渡し支援する仕組みを構築すべき。
	・学齢期以降の障害児施策を充実させるべき。

生活保護	・制度や運用を見直し、就労や自立を促進すべき。 ・医療扶助・住宅扶助の適正化を図るべき。 ・暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給防止対策を徹底すべき。 ・関係者の連携強化による漏給防止、相談窓口体制の充実を図るべき。
障害者施策	・総合的なサービス体系の構築を図るとともに、十分なサービスが確保できるよう安定財源を確保すべき。 ・新制度については、地方公共団体等の関係者の意見等を尊重すべき。
財源確保と 財政健全化	・増税の時期は先送りすべきではない。 ・消費税率をできるだけ速やかに 10%まで引き上げる。2020 年代半ばまでに 10%台後半に引上げ。 ・消費税は将来、10%台半ばまで引上げ。 ・景気動向を踏まえながら、慎重に引上げ時期を判断すべき。
	・日本版休眠口座基金を創設すべき。

会議等の開催経過

<集中検討会議における公開ヒアリング>

- ① 2月19日 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、 日本労働組合総連合会
- ② 2月26日 毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社、産経新聞社
- ③ 3月 5日 駒村康平慶應義塾大学教授、矢﨑義雄国立病院機構理事長、池田省三 龍谷大学教授、前田正子甲南大学教授、湯浅誠内閣府参与・反貧困ネ

<準備作業会合におけるヒアリング>

ットワーク事務局長

- 全国知事会、全国市長会、全国町村会
- 伊藤元重東京大学大学院教授、土居丈朗慶應義塾大学教授、 大田弘子政策研究大学院大学教授、藤井威元駐スウェーデン大使
- 財務省、総務省、経済産業省、文部科学省、内閣府

<意見交換会>

- 亀田信介委員、駒崎弘樹委員、生水裕美委員、丹生裕子委員、宮本 みち子委員、赤石千衣子委員、小川泰子委員、中橋美恵子委員、湯浅 誠委員、有吉晶子委員、濱田邦美委員、藤本晴枝委員、細野真宏委員
- 〇 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会

社会保障改革に関する意見等 (社会保障改革に関する集中検討会議におけるヒアリング等結果要旨)

(敬称略)

事項 項目	経済・労働団体	新聞各社	地方団体	有識者	集中検討会議委員
1・総論的事項 社会保障改革の基本方針	・社会保障制度改革は待ったなし。(日商) ・経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の事態を定にも資する。(経団連) ・中間層の再生と経済の事態をである。(経団連) ・中間層の事性代型の体系での転換、安定財源である。(連合)	・高齢者では、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を相に、水準を開から、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、	・元実を会のできる。 では、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	・日本社会に存っています。 では、、のののでは、いいとのでは、いいとのでは、のののでは、いいとのでは、では、ないとのでは、では、ないとのでは、では、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないとのでは、ないのののでは、では、ないのののでは、では、ないのののでは、では、ないのののでは、では、ないののののでは、ないがりでながりでながりでながりでながりでながりでながりでながりでない。(一とともに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・昨今の日本国債の格下げの問題も含め、遅れれば遅れるほど財政状況の改善の必要性が高まり、必か。時間は記れる社会保障の改革に回らなくなるのではないか。時間に限られている。(2/5 峰崎) ・医療・介護を活用し、雇用と消費が連鎖する制度を作り、経済活性化。結果、国家財政が豊かにきるという概定をもというが表を高して、を議論して、(2/19 亀田) ・働ける人は皆働くことを前提として、を議論した上で、できるというには、現状の問題点を指摘した上で、改革の考え方、哲学ある。(2/5 吉川) ・社会保障改革について、このままの状態では日本もらユニケーションするへき。(2/5 吉川) ・社会保障改革について、を国民にとって現在といっではこうが要ということを国民によるでは日本もらユニケーションするべき。(2/5 成田) ・負担は軽くなるけれども、国民にとって現在とりには、り食がより良くななけれども、国民にとって。そのためには、り度がより良くななけれども、国民にとする。(3/5 堀田) ・社会保障の「産業化」という改長や付加価値・生産性の向上が不可欠。(4/19 清閲についてくというリーシップが必要。(4/19 同時題についくというリージーシップが必要。(4/19 同時題についくというリージーシップが必要。(4/19 同時を持つまな、それの能力を存分に活かして連厳を持つて生きよいの課題」。(4/23 安として、「個々人が、それが暮らせる社会」といった基本理念や、「共生生とれの能力を存分に活かして草厳を持つて生きりといった基本理念や、「共生生」といった基本理念や、「共生生」といった基本理念で、(4/23 堀田) ・「総合化」、「ワンストップ」「パーソナルサポート」もついる社会には、社会保障を守るというメッセージを伝える必要。(4/23 加川) ・国民の不信感を払拭するためには、社会保障改革の行動指針を示し、社会保障を守るというメッセージを伝える必要。(4/23 細野)

目指すべ
目指すべき社会保障の姿(総付と負担
9(総付と負担)

- ンスをとりつつ、国民の負し 担で賄う範囲を明らかに すべき。(経団連)
- 現行の社会保険方式を原し 則としながら、不足する部 分を公費負担で補う。現役 世代と企業に負担を求め ていくことは限界。(日商)
- ・自助、共助、公助のバラー・医療・介護の危機は、社会 保障費抑が一因。やみくも な抑制路線は改めなくては ならない。(読売)
- ・「公」に過度に依存せず、一・自立自助が社会の基本。(産
- ・自助・自立を前提としつつ、社会 保障制度は、これを補完する相互 扶助の仕組みという基本に立ち返 るべき。そのためにも受益と負担 の関係を明らかにし、国民に分か りやすく浸透性の高いしくみに改 めるべき。(知事会)
- 増大・多様化する社会保障需要に 対し、NPOなど新しい公共を担 う多様な主体が活躍する共助社会 づくりを進めるべき。(知事会)
- ・自助、共助、公助の適切な組み合 わせが重要。(町村会)

- 若い人が1年間働いても稼げないほどの年金を夫婦で もらっている場合もあり、若い人々は支えていくことに 不安を感じている。(2/19 宮島)
- ・国民は給付の改善だけを求めるのではなく負担も考え るべきと提起すべき。(2/26 笹森)
- ・社会保障を持続し、機能させていくためには、国民に 必要な負担をお願いしなければならないということを 正面から訴えるべき。(4/1 峰崎)
- ・自助・共助の考え方は社会保障の基本理念であり、国 民の理解が必要。(4/7 岡村)
- ・地域の問題は地域で解決していけるような仕組みの構 築が必要である。(4/19 矢崎)
- ・所得再分配の強化という考え方は必要。(4/23 赤石)
- ・社会保障を考えるときには、一人も漏らさず参加を保 障して、一人一人を「包摂」する社会を目指すべきであ る。(4/23 湯浅)
- ・日本が福祉先進国につくりかわるということを打ち出 すべき。(4/23 小川)
- ・福祉や医療や介護の再生、社会保障のまちづくりとい った視点が重要。(4/23 湯浅)
- ・雇用やそれ以外の形を通し、社会を維持するためにす べての人が何らかの役割を果たすという社会設計をす る必要。(4/23 宮本(み))
- 「何のための増税か」ということが国民に明らかになる。 ような形とすべき。(4/23 濱田)
- ・負担を求めるときは、低所得者に配慮する必要。(4/23) 湯浅)

	積極的社会保障政策にお
	いて、①子ども・子育てを
	社会全体で支えるしくみ、
	②三層構造のセーフティ
	ネット、③高齢期の安心、
	④安心の住まいを保障、⑤
	労使等が運営に参画する
	「社会保障基金」の創設、
	を推進。(連合)
	・社会保険方式の医療・介
	護・年金と、福祉的要素が
	強い子育て、貧困対策等と
	は、基本的に制度の仕組み
	が異なる。今回の改革で

は、医療・介護・年金を中

心に検討すべき。(4/23日

- ・先進国と比較しても少子 化・子育てへの公費支出は 極端に少なく、少子化対策 に思い切って資金を投入 (朝日、毎日)
- ・ほころびが出ている年金・ 医療・介護と子育てや若者 支援も分厚い対応をしなければならないという二正面 作戦が必要。(毎日)
- ・新財源は医療、介護、少子 化を優先し、年金は現行制 度の骨格を維持。(産経)

- ・児童・家庭関係社会支出は増額すべき。(知事会)
- ・年金や高齢者医療など国の負担が 大きな分野だけ取り出して限定的 に考えるべきではない。(町村会)
- ・切れ目なく全世代を対象とし制度 全体のあるべき姿を示すべき。(町 村会)

- ・多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると理解しておらず、むしろ、社会保障は高齢世代を支えるだけのものだと、距離感、信頼の喪失が生じている。理解の共有と信頼回復の同時追求が必要。(2/5 宮本太)
- ・この社会そのものが持続困難になっている中での基本的な対応策は、老若男女を問わず一人でも多くの人たちが、支えられる側から支える側に回っていくということ。(2/5 宮本太)
- ・年金制度は社会保険制度で対応可能。税財源は、サービスの提供があり、また、産業の活性化にもつながる医療や介護といった分野に投入していくべき。(2/5 清家)
- ・社会保障制度の持続可能性は、制度の設計にかかっているのではなく、それを支える現役世代の活力にかかっていることを強調すべき。制度を改革する際には、雇用をもっと元気にするということがポイント。(2/5 清家)
- ・年金、医療、介護だけでなく、むしろ日本の未来を担 う子ども、若者、現役世代が力を発揮する社会の基盤形 成が必要(4/7 古賀)
- ・子育て・子ども、貧困・格差問題が入ったことは高く評価。(2/19 笹森)
- ・医療・年金・介護保険だけでなく、福祉の今までなかった分野にどのように新しいセーフティネットを充実させていくかも重要。(2/19 前田)
- ・人生前半の社会保障をより充実すべき。(2/19 宮島)
- ・子供世代・現役世代への支出、家族関係支出を増やすことが必要。(赤石②)
- ・「持続可能な社会」の実現のためには、新たな価値を生み出す次世代育成支援など「ポジティブ・ウェルフェア」 (積極的福祉)を目指すべき。(宮本み①)
- ・国が現役世代への社会保障を行わないということは、 日本の将来に責任を持たないと言っているに等しい。目 に見える目標値を定め、若年世代への社会保障を厚くし なければ、現役層の負担増への理解は得られない。(4/19 有吉資料)

施策の優先順位

震災復興対策との関係				向と結びつけた方がよい。(伊藤) ・高齢化が進んでいる被災地では、社会保障の強化は震災復興と矛盾するものではなく、震災復興と社会保障の強化と財政健全化の同時達成は、実現可能。ただし、それぞれの財源の確保が必要(土居) ・財政健全化目標は後ろ倒しする必要はない。震災復興の財源負担は 2020年代には解消して、2030年代には社会保障の充実に専念できる財政運営が必要。(土居) ・社会保障の財源と震災の財源はあまり重複しない方がよい。(土居)	り離すべきでもなく、一方で混同すべきでもない。両者のつなげ方が大きな課題。(3/26 宮本太)・震災により、財源制約が厳しくなる中、より限られた財源で手当てすべきものと、社会保険という共助でですべきものを今まで以上に峻別し、保険制度については、保険原理に従いより高いリスクをカバーするものとなるよう、見直すべき。(3/26 清家)・震災により財政制約は厳しくなかごと、保険の関に発するものとなるよう、見直すべき。(3/26 清家)・震災により財政制約は厳しくなかごと、保険の関にであり、という社会保障の機能が適切に発揮されるためには、公グ1 清家)・震災で、一人一のとするが必要だということが明らかになった。の人のは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会保障に振り向けることが可能な対になったが明らかで、社会保障に振り向けることが可能な対に表別がでは、より、社会保障に振り向けることが可能な対に表別が表別により、社会保障に振りの対象を変に、(4/1 吉川)・震災復興のために新たに大規模な政府支出が必要を確実が高まっており、大規模な政府支出が必要を確保するためにも、より一層、社会保障を制めで表している。(4/19 清家)・震災復興は短期的で、地域的で、橋造いであるを保守るためにも、より一層、社会保障の本がので、地域として、大力を高める」という極めたる。(4/23 宮本)・一瞬にして何もか異と、既に築き上げてきることなくけて考えるべき。(4/23 本ので、対策性の問題は同じレベルで考えるによる(4/23 本ので、これを第一段によれていく契機とすべき。(4/23 本ので、対策性の問題点を変えていくでき。また、被災地において、一つの震災の中から見えてきた今の社会保障の持续ないとによいできると、(4/23 古)・今回の震災の中から見えてきた今の社会保障の様々な問題点を変えていくでき、まな、4/23 古別・大きによいでも震災の影響が出ていることを考慮すべき。(4/23 有言)
------------	--	--	--	--	---

・復興の財源は将来の財政健全化の方・震災復興と社会保障・税一体改革の関係は、完全に切

	超党派での議	・長期に安定的な制度を構築することが必要。超党派、労使、国民各層代表による国民的な「協議の場」を設置。(経団連、連合)	・税制と社会保障の一体改革 は、もとは自民党政権が試 みてきた政策。民主党政権 が検討している内容もさし て変わらないとすれば、両 党で協議すべき。(朝日)		 ・与野党議員からなる法律に基づく常設の社会保障諮問会議の設置が必要。 (駒村) ・負担増→福祉サービス水準向上→受益感覚という過程を踏まえつつ、国民との対話、与野党との対話を通じて、 	・これまで社会保障改革について答申が出されてきたが、 立法府が実施していないことは責任放棄。政府・与党だ けの問題ではなく、国会の責務であることを問いかける べき。(2/19 笹森)
	の議論の必要性		・年金は、政権が代わるたび に変えられるものではな く、与野党の政治家が国民 の声を聞き、協力して検討。 (日経)		適切なビジョンの形成に努めるべき。 (藤井)	
2. 番号	番号制度	・社会保障・税共通番号の 導入は急務。(経団連、日 商、連合) ・所得捕捉の強化、社会保 障における負担と給付を 個人ベースで可視化。社会 保障の運営事務コストを 削減。(同友会) ・番号導入のメリット・デ メリットとその対策等を わかりやすく情報発信す べき。(連合)	・番号は、所得・資産の正確 な把握、公平な課税に役立 つとともに、効率的できめ 細かい社会保障ができる。 (朝日、読売、毎日、日経、 産経)	 ・年金未納問題への対策にあたり、「社会保障・税に関わる番号制度」を活用。(知事会) ・全ての国民を対象として公平かつ効率的な社会保障給付を実現するためには「共通番号制度」の導入等が不可欠。(市長会) 	・社会保障・税に関わる番号制度の「マイ・ポータル」における利用可能な行政サービスの明示。(湯浅)	・国民IDは是非とも作るべき。(亀田①) ・公平性と経費の抑制という面から考えると、共通番号制をしっかり整備し、かつ、ITを最大限に利用し効率化を推進。(4/7 岡村) ・社会保障番号の導入によって、現行の制度が具体的にどう改善するのかという情報を入れて発信すべき。また、効率化の中で番号がどういう役割を果たすのか示すべき。(4/19 吉川)

ービス提供体制の見直し(重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等)

3

医

療

介

- ・医療機関・介護との機能 分化と連携促進。地域医療 の担い手確保。包括払い方 式、後発医薬品の使用促 進。(経団連、同友会、日 商)
- ・看護師等のスタッフ人材の増強。不足している介護人材の充実化(4/23日商)・介護について、地域ケア体制の整備や医療ケアニーズ対応への環境整備。まちづくりのあり方も含めた総合的な医療・介護ニーズ対応。(経団連)
- ・家族等介護者への支援体制充実。介護労働者の適正 処遇による人材の確保。 (連合)
- 株式会社等、多様な経営 主体の参入促進。(同友会)

- ・医師養成、医師が医療に専 念できる環境作りに取り組 み、そのうえで、診療科目 の選択や医師の配置に対し て公的に関与する制度を設 ける。(朝日)
- ・医師配置を行う公的機関の 創設、地域の開業医による 救急医療体制整備、医療ミ ス防止のための調査委の設 置。(読売)
- ・「家庭医」を育成・普及。 療養病床の高齢患者をケア の厚い介護施設に誘導。(日 経)
- ・地域包括ケアシステムの確立。(連合)

- ・医療機関等の機能分担と連携強化、地域偏在と診療科間の偏在の解消。医療ニーズを考慮した計画的な医師・看護師等の養成・確保。保健所や市町村保健センター等が実施する健康増進の取組の拡充。(知事会)
- ・地域を支える医師・看護師等の絶対数確保すべく即効性のある施策と十分な財政措置、県域を超えた医師派遣体制や需給調整システムの更なる充実、病院勤務医・看護師等の就労環境改善のための支援策、女性医師・看護師の出産・育児後復帰の支援、自治体病院をはじめとする中核病院の十分な財政措置。(市長会、町村会)
- ・介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充。(知事会)
- ・21 年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果を十分検証した上で、中長期的に安定した人材確保のための抜本的措置を講ずべき。(知事会)
- ・介護従事者の処遇改善に係る事業 は国の負担と責任で恒久化すべ き。(市長会)
- ・介護保険の指定居宅サービスや介護保険施設等の指定・監査事務権限を基礎自治体に一元化。(市長会)
- ・地域包括ケアシステム確立のため、地方自治体の裁量範囲を拡大が必要。介護予防の充実。医療と介護の連携が重要。(町村会)
- ・施設整備の拡充や介護人材の確 保。(町村会)

- ・政府が医療提供体制のグランドデザインを描き、その方向性を示した上で、地域の特性に基づいた医療計画と調整。(矢崎)
- ・急性期医療から在宅医療まで人材育成を含めた地域完結型のシームレスなシステムの構築。(矢崎)
- ・病院の機能分担と連携強化による地域医療の崩壊防止。(矢崎)
- ・介護事業者について、合併・協同組 合化を促進し、中堅企業に育成。(池 田)
- ・ケアマネジャーの質向上。(池田)
- ・高齢者のための住居の整備と巡回型 訪問介護サービスの充実を組合せ。 (池田)
- ・今の介護保険制度では、要介護者が 人為的に作られている。適切な介護サ ービスにより、軽快させることは可 能。(池田)
- ・患者の命を守るのか、QOLや尊厳 を守るのか、現場の医師の判断の拠り 所となる国民的なコンセンサスを作 ってほしい。(矢崎)
- ・「医療と介護の連携」と言いながら、 現場の作業協力の話はあっても、どれ だけ給付を節約できるかという話が ほとんどない。(土居)
- ・医療提供体制や介護の供給で工夫する余地はある。復興の際に、医療、介護の提供を工夫すれば、より低コストでよりよいサービスが提供可能。(土居)
- ・中核病院を指定し、財源と人材を集中投入。家庭医の育成、開業自由への制約。(大田)
- ・被災地域を特区にした新たな医療供給体制の構築。(大田)
- ・措置から契約への移行に適合した経営に社会福祉法人を改革すべき。(大田)
- ・8020 の達成で健康寿命の延伸を図る。 「看取りの歯科医療」の確立。(日歯)
- 薬剤師をはじめ、医療従事者の有効 活用。(日薬)

- ・医療提供体制の改善や効率化には、地方公共団体の役割が重要。(4/23 矢崎)
- ・高齢化社会では、自ら健康を維持管理することが重要。 (4/23 矢崎)
- ・医療提供体制の課題の解決には、改革内容のメッセージや対話を通じて、サービスの受け手の意識の変革を促していくことが必要。(4/23 藤本)
- ・保険医であれば診療報酬の約7割は公金で賄われている以上、へき地へ行く、皆が好まない麻酔科等の診療科を選択するなどの義務が課せられるべき。(3/5 濱田)
- ・医療・介護は雇用の受け皿となるが、専門職の業務範囲の見直し及び新たな職種の創設を行い、そのための訓練プログラムと支援制度が必要。(2/19 亀田)
- ・現場の医師の声を踏まえ、地域医療の現場に資金が流れるシステムを構築。(丹生①)
- ・医師のスキルアップのため、へき地でも様々な情報が 収集可能な体制を構築。(藤本③)
- ・全身を診られる総合医を増やすべき。(藤本③)
- ・優先順位付けや、年次計画の策定などにより、改善点がわかるようにすべき。(4/23濱田)
- ・介護保険の利用に限界があるならば、市町村や都道府県の福祉施策を充実。(2/19 小川)
- ・現状だと伸びていく負担が軽くなり、かつ制度がよくなる改革案でなければ国民は受け入れない。金銭ではなくボランティアなど労力を活用して中身を充実させるよう案を検討する必要。(3/5 堀田)
- ・地域包括ケアは正しい。自宅で最期まで暮らせる方向への転換は強力に進めるべき。(3/5 堀田)
- ・認知症への国民の不安が大きい。認知症高齢者の後見人が不足。市民の後見人を養成すべき。(3/5 堀田)
- ·介護事業者の倒産、介護従事者の離職の問題が深刻。 (3/5 小川)
- ・介護について市町村の福祉政策を充実させるための地方の権限の見直し。(小川②)
- ・特別養護老人ホームにおける「ムリ」や「ムダ」、医療 の在り方等の見直しが必要。(小川②)
- ・特別養護老人ホームの整備基準の見直し等により、施設を住宅に転換すべき。(4/23 小川)
- ・空き室の多い公団住宅、社宅等を少子・高齢社会にあった住宅に創り変え、経済を活性化。(小川②)
- ・震災後の社会に対応するよう地域福祉計画、介護保険計画等の見直しを図るべき。(4/23 小川)
- ・小中高などの教育カリキュラムの中で「福祉」を義務 化すべき。医療介護の人材育成の課程を見直すべき。(小 川)

保険制度 の 安定 強化

- 公的医療保険制度は地域 保険に再編・統合。(同友 会)
- ・高齢者医療制度は、税負 担割合の拡大で対応。(経 | 団連)
- 高齢者(退職者)医療は、 被用者グループが支える 「退職者健康保険」、任意 継続加入、地域の国保への| 加入を選択可能とする。 (連合)
- ・レセプトチェックの強化 など保険者機能の強化。 (日商)
- ・介護保険の対象を重度の 利用者に重点化。(経団連)
- ・介護保険の税負担割合を 拡充。(経団連)
- 介護保険の給付対象を全 年齢に拡大するとともに、 被保険者範囲を医療保険 加入者に拡大。(連合)
- 介護保険の被保険者の対 象年齢は維持。(日商)

- ・保険料と患者負担の増加を 抑え、その分税金投入を増 加。負担と給付を決めるの は都道府県の仕事にし、診 療報酬は知事が最終的に決 定。(朝日)
- 介護保険の税負担割合を高 めるとともに、若者に保険 料負担を求めることも検 討。(朝日)
- ・医療と介護は一体改革をす る必要。家族の負担を軽減 しつつ地域医療・在宅介護 を重点的に拡充する。(毎
- ・介護報酬を緊急に引き上げ て職員の待遇と施設経営を 改善し、「介護難民」を防ぐ。 (読売)

- し、安定的な運営に努めるべき。 (知事会)
- 市町村の国保特会は、一般会計か らの多額の法定外繰入が恒常化し ており、国費の拡充等による安定 的な運営を確保すべき。(知事会、 市長会、町村会)
- ・国民健康保険制度について都道府 悟(ただし、将来的には全国レベ 見あり)。(知事会)
- ・国を保険者とする医療保険制度の 一元化を実現するにあたり、実現 までの間、都道府県を運営主体と する国保制度に再編・統合(施行 時期も明確化)。(市長会、町村会)
- 介護保険料の上昇を国民理解の範 囲内に抑制するため、保険料と公 費(国・地方)の在り方の見直しを 検討すべき。(知事会)
- ・介護給付費の抑制を図るため、介 護予防の更なる充実と公費負担の 引き上げ(併せて国庫負担割合の 引き上げ)。(市長会)
- 介護保険における国民共通経費や 低所得者対策などは国費で負担。 (市長会)
- ・介護保険運営の広域化検討。(市 長会)
- 介護保険の保険料負担は限界に達 しており、現行の枠組みでは維持 できず、公費投入による財政基盤 の強化は不可欠。(町村会)
- 介護保険料の減免や保険給付の態 様について地方自治体が独自に決 定できるようにすべき。(町村会)

- 要。(矢﨑)
- ・公的医療保険制度の全国一本化、被 用者保険の保険料率格差の是正や上 限の引上げ。(日医)
- ・介護保険の安定的な財源確保に向け ては税財源の充当ではなく、保険料の 引上げで対応。被保険者の年齢引下げ も選択肢。(池田)
- 県としても積極的に責任を担う覚し、市町村において、保険者機能、保険 者責任を再認識する必要。(池田)
- ルでの一元化を目指すべきとの意一・介護保険の給付の重点化。付加的な サービス等についての選択肢の拡大。 (大田)

- ・現行の後期高齢者医療制度は維持│・国民皆保険制度を維持することが重│・雇用創出、経済活性化、社会保障の充実のため、税・ 保険料だけでなく、経済的フローが回り持続可能な財源 が確保できる医療・介護制度への抜本改革。(2/19 亀田)
 - ・介護保険は、20歳から責任を持つ意識の構築が必要。 (1/1)(2)
 - ・介護保険制度の財源の責任を市町村から国レベルとす べき。(亀田①)

		・高齢者の窓口負担等につ	・健康保険の免責制度など、	・公費医療費助成の在り方を公平性	・補足給付を中心に介護保険給付の無	・医療保険において、大きなリスクは皆で支え合うが、
		いて再検討。(日商)	自己負担拡大策を導入。混	の観点から見直すべき。(知事会)	駄削減が必要。(池田)	中所得者以上の者は小さなリスクは自助努力で賄うと
		・公的保険適用の診療と患	合診療を原則解禁し、医療		・混合診療の解禁。(大田)	いうのも一つの考え方。(2/5 吉川)
		者の全額自己負担による	を産業として育成。高齢者		・患者一部負担は諸外国に比べ高い。	・医療・介護のセーフティネットをすべて公費や保険で
		自由診療との併用(混合診	について医療保険と介護保		高額療養費の上限も、財政影響を勘案	賄うのは無理。限られた公的財源は、優先順位を明確に
É	公勺合寸のあり方	療)を拡大。株式会社の医	険の一体運用も検討。(日		しつつ、できる限り引き下げるべき。	し、メリハリをつけて投入すべき。(3/5 亀田)
新	合	療機関への参入促進。(同	経)		混合診療の全面解禁は反対。(日医)	・医療費高騰抑制のため、薬剤費全体の抑制が必要。(濱
	ם מ	友会)			・保険医療給付の効率化や重点化を図	田③)
đ	あ	・介護保険の自己負担を1			りつつ、評価項目の適切な見直し。評	・真に必要なニーズを満たすために保険や税を使い、公
رً ا	5	割から2割に引上げ。(同			価療養、選定療養を積極的に活用すべ	的にやるべきものと私的なものをきちんと区分けるべ
	• •1	友会)			き。(日薬)	き。(4/7 宮島)
T	可用皆負担等	・介護保険施設入所者は重			・患者にとって、病気が軽度かどうか	・医療保険の免責制の問題の議論が必要(4/1 清家)
1 7		度に限定。(同友会)			は明らかでなく、保険給付範囲を縮小	・既に保険外併用療養費制度が導入されており、低所得
	且				することから、保険免責制に反対。(日	│ │ 者が医療を受けられなくなるおそれのある混合診療の
4	手				医)	 解禁には反対である。(4/19 峰崎)
					・早期治療が困難となるため、保険免	
					 責制に反対。医療費水準の引上げ、医	
					療給付費への税投入割合の拡充。(日	
					歯)	
	医	・医療におけるICTの活			・地域医療における情報ネットワーク	
	療	用。診療情報の共有化、遠			の構築のためのIT活用。(矢﨑)	
	7	隔医療等ネットワーク化。			 ・診療データの共有、カルテ、レセプ	
初しへ	ベ	(経団連、日商)			│ │ トの電子化による治療データの分析。	
り対	シー	・介護ロボット等の機器の			(大田)	
一一点	∃	実用化、普及。介護保険外				
		サービス市場の拡大。(同				
	技術革	友会)				
	革					

		- 史中は海地口しを挟むさ	- 伊玄井 - ビュの大中 - 伊玄	・「社会全体で子ども・子育てを支	*************************************	- 社会保障の中で、人でのフ奈と宝奈とまるフェーナロ
		・安定財源確保と多様な主	・保育サービスの充実、保育、	・・社会主体ですとも・す用でを又 える」という考え方をベースに議	± //c= / = / = / = / = / = / = / = / = /	・社会保障の中で、全ての子育て家庭を支えることを明
		体の参入促進による待機	育休含め多様なサポートに	える」という考え力をいったに議し 論すべき。(知事会)	ビス基盤の整備が必要。(前田)	確に位置づけるべき。(4/23 中橋)
		児童の解消。(経団連)	よる育児支援の強化。(朝	- 子育て施策については、国と地方	・問題状況に応じた予防的支援が重要。	・全ての「子どもの育ち」と「子育てをしている家庭」
		・特別会計の創設、企業負	日、読売、日経)	の役割分担を明確にした制度を構	(前田)	を支援するための地域の子育て支援が行える仕組み(居
		担増には反対。企業の役割		築すべき。(知事会)	・妊娠期から後期青年期までの包括的	場所や相談の拠点) づくりが必要。(4/19 中橋資料)
		はワークライフバランス		・子育て施策について、国で十分な	な施策体系・支援基盤の構築。(前田)	・全ての子どもに対し、包括的支援と平等な機会の提供
		の推進。(経団連)		財源を確保し、地域の実情に応じ	・きめ細やかな子育て支援基盤整備の	が必要。(有吉③)
		・保育所等の社会基盤整備。		たものとなるよう地方の裁量に委	ための財源と権限を基礎自治体に付	・地域の人も参加できる子育て支援の仕組み、企業の特
	고	(日商)		ねるべき。(市長会、町村会)	上十二十八卷四)	性を生かした子育て支援メニューの開発を促進すべき。
	子ども	┃ ´□ཁク ┃・「子育て基金」、「子ども・		・具体的な制度設計に当たっては	- ジャへと。 (前山) - 誕生から小学校入学まですべて幼児	
	ŧ			「国と地方の協議の場」等における基礎自治体の意見を十分尊重す		
	· 子	子育て総合支援センタ		る基礎日元体の思見を干力専里す べき。(市長会、町村会)	教育と位置づけて一元化すべき。(大	・子どもを安心して育てられる社会にしないと、社会保
	子育	一」、「こども園」、放課後		・子育て支援拠点と包括的な相談体	田)	障を支えることすらおぼつかない。 (4/23 赤石)
	て 新	児童クラブ、多様な保育サ		制の整備。(市長会)	・利用者の人数に応じて補助金を払う	・新システムは、幼保一体化により、待機児童をより吸
	シ	ービスなどの保育環境の		・妊婦健診の公費負担の恒久化、子	又は育児バウチャーとすべき。(大田)	収してトータルとして必要な受け皿を増やしながら、コ
	ステ	整備・充実。(連合)		どもの医療費助成のナショナルミ	・自治体の判断基準を透明にわかりや	ストの効率化をしっかり実現することが大事。(4/7 宮
	7			ニマムとしての制度化検討。(市長	すくし、多様な供給主体の参入を促す	島)
					べき。(大田)	・都市部では小規模園を解禁することで、より低コスト
4				・乳幼児医療費助成制度等の全国統		でかつ機動的な待機児童対策が可能となる。(4/7 駒
4.				│ 一化。(町村会) │・子ども・子育て新システムは、地		崎・安藤資料)
7				方の創意工夫が可能となるような		・応益負担の構造を改め、低所得世帯の負担増にならな
子ども				制度とすべき。(町村会)		い配慮が必要。(4/23 赤石)
も				・幼保一体化は、都市部と地方での		0 品息/0 见 ·女。(叶 20 州 ·日 /
<u>•</u>				状況の違いに即した制度設計と実		
子育				施方法にすべき。関係者との十分		
見て				な協議が必要。(町村会)		
		・子育てサービスを総合的				・配偶者控除、第3号被保険者制度・パート適用の見直
		に提供。仕事と子育ての両				しなど、男女の社会における活動の選択に中立な仕組み
		立支援を通じて、女性の就				とすべき。(赤石②)
		業率を向上。(連合)				・男性稼ぎ主モデルからの転換が必要。女性の継続就業
	働き方・仕					率を上げ、M字カーブを解消。(赤石②)
						・仕事と子育てを両立しやすくすることは、今ある人材
						の活用とともに、次世代を育てることで、経済成長や持
						続可能性を高めるものであり、我が国の将来の発展に欠
	仕 事					かせないものである。(4/19 宮島)
	と子育					
	育					・日本社会の平均的な女性の考え方を踏まえれば、働き
	て					たい女性が進出できるように、という視点が大事。(4/19
	両					亀井)
	の両立等					・ワークライフバランスの推進により、労働時間の短縮
	等					化を是正し、家族、地域の安定、女性の就労促進、国民
						の健康改善、育児介護の負担減を図るべき。(4/23 安藤)
						・低所得世帯の負担増にならないよう配慮しつつ、片働
						き世帯モデルによる税と社会保障のシステムを見直す
						べき。 (4/23 赤石)
		l		L	<u>I</u>	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		・手当の水準や所得制限の	・子ども手当の考え方は理解			・現金給付より、施設にいく仕組みの方が国民自身も納
	子	導入を検討。(経団連、日	できるが、所得制限の導入	スに十分配慮。(市長会)		得できる。(丹生①)
	子ども手当	商)	や、配偶者控除の廃止など			・保育所や子育て支援サービスに活用できる使途限定の
	手	・現物給付を優先し、現金	を検討。(日経)			「国民保育券」とすべき。(4/7 駒崎・安藤資料)
	当	給付とのバランスを図る。				
		(連合)				
		・現行の2階建てを維持。	・いまの社会保険方式を土台	・保険料と税財源の組み合わせとい	・制度の持続可能性を維持すること、	・全額税方式について、世代間の公平を維持できるか疑
		(経団連)	に改革を進める。(朝日、読	う現行方式を前提としつつ、現行	社会状況の変化に対応したものとす	問。また、消費税率引上げ分を全部年金で使い切り、現
		・新基礎年金制度と新拠出	売)	制度の課題へ実効性ある対応を図	ること、税財源と保険財源の組合せに	役世代を支援する財源を捻出できないと、その部分でも
		建年金制度の 2 階建て。	・抜本的な改革にこだわり、	るべき(ただし、将来的に税方式	よる適切な給付水準を確保すること	世代間の公平が維持できない。(2/26 宮本太)
	年 全	(同友会)	緊急に必要な改革ができな	への移行を検討すべきとの一部意	が重要。(駒村)	・社会保険方式と税方式をどういう理念と制度の下に組
	制	・保険料拠出を基本とし、	くなることを避けるため、	見あり)。(知事会)	・今後有権者の高齢化により、改革の	み合わせるかについては、国民がきちんと理解できない
	年金制度抜本改革	公費負担で補うという考	改革案を①すぐに取り組む	・番号制度も活用し、未納問題への	政治的な負荷は上昇するため、改革は	と、年金の信頼は得られない。(4/7 宮島)
		え方は将来にわたって維	べき改革と、②将来的な課	実効性のある対策(低所得者への	喫緊の課題。(駒村)	・現行の制度でも第1号にも所得比例年金にあたる「国
	改革	持。(日商)	題、の2段階に整理。(毎日)	免除制度の積極的な利用促進、高	・働き方に対して「中立」で影響を与	民年金基金」があることや、自営業者の場合は事業主負
5	6	・支給開始年齢は 65 歳を堅	・基礎年金を全額、消費税で	所得者等への強制徴収の徹底な	えない一元化された年金制度を2段階	担ぶんがないため、そもそも自営業者を第2号と同じ制
4=	の考え	持し、標準的な年金水準は	賄い、充実させる。未納問	ど)を講ずるべき。(知事会)	で実施。(駒村)	度に一元化するのは必然性が乏しい。(2/26 細野)
年金	一	所得代替率 50%を維持す	題を改善、制度完成後は無		・基礎年金の負担を一元化すべき。(大	
	- 7⁄5	る制度設計。(連合)	年金者がいなくなる。(日		田)	
	改革	・第一段階の改革として、	経)			
	のプ	基礎年金の全額税方式化	・年金は「自己責任」が原則			
	į.	と被用者年金一元化、第二	であり、①高齢者同士の助			
	ロセス	段階の改革で、所得比例年	け合い、②給付水準の抑制、			
		金を一元化し、基礎年金を	③支給開始年齢の引き上げ			
		最低保障年金へ転換。一定	が避けられない。(産経)			
		以上の年収世帯はクロー				
		バック。(連合)				

		・当面、基礎年金国庫負担	・保険料を25年間以上払わ	・生活保護受給世帯の約半数が高齢	・マクロ経済スライドの実施により、	・25年の受給資格期間は、免除期間も含めており、「低
		2分の1の財源を確保し、	ないと年金がもらえない現		基礎年金水準は大幅に低下するため、	年金を防止するための措置」であることを考えると、安
		税負担割合の段階的引上	在の仕組みは改める。低所		何らかの対応が必要。(駒村)	易な受給資格の引き下げは未納者を増やすことにも繋
		一げ。(経団連)	得者は保険料の免除や軽減	** // ± ', ** /0 = ', / / / / // // // // // // // // // //	・基礎年金を税財源の最低保障年金に	がりかねず、将来の低年金を生むことにもなる点に注意
		い。〈唯国建〉 ・新基礎年金制度を創設し、	をもれなく受けられるよう	期間(25年間)の短縮、保険料納付	組み替える。最低所得保障は世帯単位	すべき。受給資格期間については、保険料の強制徴収や
		M 全級中金剛及を制設し、 65歳以上全員に月額7万	にする。(朝日)	期間(2年間)の弾力化等の措置を	とする。(駒村)	年金教育の徹底とセットで検討すべき事柄。(3/5 細野
			・受給資格期間を 10 年に短		ሬ ሃ る。 (ሕፃዮነ/	
		円を給付、財源は全額年金	縮して無年金を少なく。無	検討すべき。(知事会)		3)
	最	目的消費税。(同友会)	年金・低年金者に、税によ			
	最低保障機能、	・社会保険方式を基本とす	る新しい給付(高齢者福祉			
	障	べき。(日商)	給付)を創設。(毎日)			
	機能	・現行制度からの移行期間	・月5万円の「最低保障」で			
		中の低年金・無年金者に対	低年金をカバー。基礎年金			
	基本	┃ し、加算(補完)年金を実	の満額は7万円に引上げ。			
基 礎 部 分		施。(連合)	(読売)			
	分		・国内に 10 年以上住んだ人			
	設計		には老後、基礎年金を払う。			
	計		そのために消費税率を5%			
	· 財		程度引き上げ、その税収の			
	財源		全額を財源とする。(日経)			
			・月額2万円程度の「自立応			
			援年金制度」の創設。受給			
			する際に所得状況チェッ			
			ク。財源は「高年金者」の			
			基礎年金国庫負担部分と新			
			たな財源で賄う。受給資格			
			期間を 10 年程度に短縮。			
		44.1.6.6	(産経)			
		・積立方式・個人勘定の新			・第一段階で、民間正社員・公務員・	・非正規雇用者に厚生年金を適用すべき。(3/5 細野・峰
	所得比例部分	┃ 拠出建年金制度を創設。	大。(朝日、毎日、読売、産	拡大を図ることが重要。(知事会)	非正社員等を含んだ一元化。第二段階	崎·赤石)
	比	(同友会)	経)		で、自営業者を含んだ一元化。(駒村)	・非正規の方が厚生年金に入れば、若者も将来に希望が
	1791 部	・年金一元化については、	・所得把握の難しい自営業者			持てる。(湯浅②)
	分	┃ 慎重に議論を進めるべき。	も含めての制度一元化は将			・非正規労働者の厚生年金適用の拡大といった財政を伴
	設計	(日商)	来の課題。(毎日)			わない改革は前倒しすべき。(3/26 清家)
	計	・厚生年金と共済年金は統	・基礎年金の保険料廃止分			・非正規雇用の増大に対応して、社会保険制度全体で適
	適	合すべき。厚生年金適用拡	を、若者の将来の給付の充			用拡大を進めるべき。(4/23 古賀)
	(適 用 拡 大	大は慎重に。(4/23日商)	実や、パート社員の厚生年			・非正規労働者への社会保険適用拡大については、働き
	払		金加入促進等に充てる。(日			方や業種別の企業経営・負担への影響、支払実務の問題
	``		経)			を踏まえつつ検討を進めるべき。(4/23 渡辺)
			・厚生、共済両年金を一元化			・雇用差別が生じないよう、独のような1時間でも働い
	元 化 等)		し、自営業者等の所得把握			たら、年金保険料の事業主負担分は発生させる仕組み
	等		が難しい国民年金は別制度			(低所得者に関してのみ、自己負担分の納付は選択可と
			のまま。(産経)			する)を目指すべき。(3/5 細野)
		1	** * *			

	その他(マクロ経済スライドのあり方等)	・高額所得者等に対する給付の適正化。低年金、無年金の高齢者に対する税負担に対するを見かられて対した。では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	 ・デフレに対応して水準を引き下げる必要。給付の名目下限を外し、デフレ日経、適用する。(朝日、日経、産経) ・少子化対策として、育児世帯の国民年金保険料を引き上げる。(日経、産経) ・3歳未満のいる子育て世帯の保険料を税で肩代わり。(産経) 		 ・少子高齢化のコストを給付抑制・支給開始年齢引上げで吸収。抑制分を私的年金の拡充で補完。(駒村) ・支給開始年齢の引上げ、マクロ経済スライドのデフレ下での適用、年金課税の強化、国民年金未納付対策、厚生年金適用漏れ拡大への対策が必要。(大田) 	・給付と負担のバランスを改善することが非常に重要で、適切な給付の抑制として、マクロスライドをデフレ下でも実施。(4/7 宮島) ・支給開始年齢の引上げの議論が必要(4/1 清家) ・未納・未加入問題の解決のため「社会保障に対する教育」が必要。(2/26 細野) ・「年金制度は破綻しない」といった現状認識の共有が重要。我が国の「金融・経済教育」の立て直しが必要。(細野③)
名・ 貧困・格差対策	土型参算者を裁力を一レー等会摂加(自援業開、ソサー)的・保若立、能開パナポト	・三層構造による名と、(連合)・「居住の再構築。(連合)・「居住の本社、「を社会をできた。」を出るでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・「同じ価値の労働に同じ賃 金」、最低賃金の引き上げ、 労働者派遣法の見直しによ る日雇い等の減少。職業能 力の向上。(朝日)	・生活保護の長期化を防ぎ、保護からの長期的に促進すがあるとの特性にたプラムに基づらの強化・充実。(知事会)・福祉事務所、ハローワーク、職業訓練施の大きのは、のは、一層の連携強化。(知事会)・雇用施策と連携して、大きの、は、大きの、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、は、大きの、大きの、大きの、は、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの	・若者、女性、失業者、障害者、生活保護受給者等に係る「参加と包摂」の貫徹。(湯浅) ・求職者支援制度に住宅手当や生活支援、個別支援をセットにした「第二セーフティネット」を構築。(湯浅) ・地域の様々な支援窓口の連携強化が必要。(湯浅) ・福祉の分野では、徹底的に改革をしてもモラルハザードはなくならない。特に積極的労働市場政策の分野は生じやすいので対策を講じていく必要。(藤井)	料) ・一人親世帯、子ども、若者、女性、ホームレスなどに ついて、パーソナルサポート・包括的支援、住宅などの サービスを保障する支援策などが重要 (4/23 有吉) ・パーソナルサポート等の整備により、非正規雇用化が 進む女性に税金を払えるだけの力をつける必要。(2/19

を見取し支援する仕種みの場案が必要(4/19 京田実 料)、受証を審別・他への当時が支援、指導疾の沙池中の 方への心理が一にのの下去、(有言語) ・確定的位置性が高別の一人に再り消 ・カリホークーが支援する「日本の実践」が高別の一人に再り消 ・カリホークーが支援する「日本の実践」が表別の ・アーとしま者の一員した支援は重要。子ども若有心部に ついても多的のサービスを雇用・報告があり。 ・アーとしま者の一員した支援は重要。子ども若有心部に ついても多的のサービスを雇用・報告がよことが表 ・ とは事ので表現を対象がある。(4/19 第日可能 ・ とは事ので表現を対象がある。(4/19 第日可能 ・ とは事ので表現を対象が表現を可能を対象を ・ は本身のと表現を表現を表現を表現を表現を ・ は本身のと表現を表現を表現を表現を表現を ・ は本身のと表現を表現を表現を表現を表現を ・ は、 (4/19 有言意場、 田田実別 ・ 人材本ののを目は、 本分に多なん。 (4/19 有言資料、 田田実別 ・ 人材をのの目のは、 身が縁がかる人が不見、 (4/19 有言資料、 田田実別 ・ 人材をのの目のは、 身が縁がかる人が、 ・ 力なが、 内容が使力があるが、 日本の表現な支援が控制りになっており、恋意が必要。 (マネル学) ・ (マネル学) ・ (マネル学					・ひとり親家庭への支援が就労に偏っており、生活全般
(4) ・ ・					
・ 急級等権人・者への別類的契照、指導成都の創始中の 方への急増サービスの衰生、行きに対し、関係関体・ 複数が構動がに進構し、関連体質がロニーズに割り添 うサポーターが支援性をできない。がある。行る イパ 資料) ・子とも者の一貫した支援性変悪。子とも老者問題についておきのなりを持つことが適当 だが、予難は不した。(479 有音響) ・ 水平部の情報を原知法によべ、予難は不した。(479 有音響) ・ 水平部の情報を原理法によべ、予能期以降の論律別議案 は不足。(479 有音響)料・ 前即情報・ 前の情報・ 高本人引・ 子とも者者を関しる者を対象と者を支援施業が必要・ (8年本人引・ 子とも者者を関しる者を対象と、(8年本人引・ 子とも者者を関しる者を表しる。(8年本人引・ 子とも者者を関しる者を表しる。(8年本人引・ 子とも者者を関しるとが不足。(479 有音響) ・ 地域の必要之が、それが解像わない限り、用部は検 決しない。(479 前間質料) ・ 地域の場合を支が、それが解像わない限り、用部は検 決しない。(479 前間質料) ・ 地域の場合を立てと、本が認力を含め、 日本の現状は影物で割けしなっており、改善が多まが、 日本の現状は影物で割けしていく取相がが重要。 (含本人引) ・ 行政の物理を立ては、不当に必要な人への支援が行われない。「方政側が関係を見していく、質問第分 を表、現場にもっとも必要なかのは「アンパワーの育成 と来」」(477 年代実料) ・ 生活に関する主義の主とない。(470 年末) ・ 今ある制度・インラー (社会発生が表し、生が異な、生間なる。 ・ 1次の異常で解析を主義と生物がある。(470 年末) ・ 中かあり場では発きまするとのに関す体験を決定し ・ での異常で解析を表し、生間など、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表し、生間など、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表し、生間など、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表し、生間など、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表し、生間など、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表と、生間など、 ・ 行政の異常で解析を表と、生間など、 ・ 行政の異常で解析を影響と、生間など、 ・ 行政の異常で解析を影響とよったのに関す体験能能と 、 と同じの第一ながと影響とないといた自治体のかには基 別によりな同様をと思想していた自治体のかには基 別によりな同様をと聴をしていた自治体のかには基 別によりな同様をと思想していた自治体のかには基 別によりな同様をと思想していた自治体のかには基 別によりな同様をと思想していた自治体のかには基 別によりな同様を必要しましていた自治体のかには基 別によりな同様を影響となった。 ・ に関するとこれをある。 (470 年末) ・ 行政の異常で解析を影響とようとももある。 (470 年末) ・ 行政の異常で解析を影響とようとももある。 (470 年末) ・ 行政の異常で解析を影響となるとなるのに関す体験能力など、 ・ 行政の対象を影響となった。 (470 年末) ・ 行政の関係を影響となるとなるのに関すないとなるのに関するとなるのとなるのに関するとなるのになるのに関するとなるのに関するとなるのになるのに関するとなるのになるのになるのになるのになるのになるのに関するとなるのになるのになるのになるのになるのになるのになるのになるのになるのになるのに					
カテータ 地域の					
・協合的に関係を表える子とも、恋者に対し、場面関係・ 機能が指示的に定導し、国際の機関の二一式である。 カウボーターが支援する「存走的支援」が必要(有古 47 資料)。 ・子とも高者の一貫した支援は重要。子ども若者的場合 だが、子質は不存在自分解素が行うことが適当 だが、子質は不分の表す格素のがある。「おおいか」 ・子ともの教育格素の的議に対処するには、程祉的分野 との情格な影響が必要、(が1 神田で大利) ・成者前の定言が地療にして、予解利は胸の定言で地療 位本系。((47 中音音音解、前田支料) ・の時間のな毒を放正と右者支援施度が必要、(宮本み・P)) ・子ともの書き変は、これが確保されないなり、(国本のより) ・大利不足の受関は、身分保証が不十分なこと。多大な 財産が必要だが、それが確保されないなり、同期は解 決しない、(10 財用関単) ・先進程には関係する者を活成するシステムがあるが、 、日本の現状に変技が傾引りについており、改善が必要。 (宮本み・以) ・行政の甲基大量では、本当に必要な人への変形が行わない、行政側が関係を見していく取根みが重要。(生 本で、) ・包括的支援には、行改・地域による「つながり」が必 要、環場にもっとも必要なものは「マン・パワーの育成 と気質。(47 生 水資) ・包括的支援には、行改・地域による「つながり」が必 要、環場にもっとも必要なものは「マン・パワーの育成 と気質。(47 生 水資) ・自然の事故を対象をものは「マン・パワーの育成 と気質。(47 生 水資) ・行政の期表では、住のが直接性をある自然性でのサー に、足のが直接性である。(27 9 生 水) ・含ある制度・インフラ(社会権権は協会・生理体数 が労変接など)の定用を維持する表に自然性でのサー に、なのが重要性を対象を対象があるたち、(47 3 生 水) ・行政の期表であたのに同人情報を課題の が労変接など)の定用を維持する表に自然性をの が労変接など)の定用を維持する。(47 9 生 水) ・行政の期表であたのに同人情報を提及 が労変接など)の定用を維持する。(47 9 生 水) ・行政の期表であたのに同人情報を提及 が労変接など)の定用を維持するまでものには定 が対象は解析を表示していたを前体の中には定 変によりによの情報をとせることのに同人情報を提及 ・任民の基本的な情報をとせることのに対けなどこともある。同様的 後、保証が、そう国長の情報をとせるのに可能でいて、 を対象には対象を表示さ、(47 9 生 水) ・行政の関係の情報をとせるのに同なでいて、 ・行政の関係を必要にしていた自分体の中には定 変によりは認めな事意を受けたところもある。同様が ・任民の基本的な情報をとせるといるに対けなど、 ・任民の基本的な情報をとなのに対けなど、 ・任政の基本的な情報をとなのに対けなど、 ・任民の基本的な情報をとなるといいで、 ・行政の関係をとないには対するといいで、 ・行政の関係を必要にないには対するといいで、 ・行政の関係をとないには対するとないには対するといいで、 ・行政の関係を必要にないには対するとないではないないないないないないないないないないないないないないないないないない					-
機関が指導的に活体し、固報や極刻のニーズに寄り表 ラサボーターが実情する「伊定的支援」が必要(有 47/22科) ・子とも高者の一夏した支援は重要、子ども若着関係に だが、予禁は不十分。(47)9 有言資料) ・子ともの場合性をの間面に対するには、福祉的分野 との意味な活動が必要。(47)9 前日資料) ・破害前の治療及に減り、(47)9 前日資料) ・他語的で書表なと者者支度地表が必要。(資本外①) ・子とも需求支援に関わる人材が不足。(67)4 有言異料。前田資料) ・人材不足の委屈は、身分保証が不十分など、同数な材 決しない。(47)9 前田資料) ・人材不足の委屈は、身分保証が不十分など、同数な材 決しない。(47)9 前田資料) ・無難論には国理な芸者を推設するシステムがあるが、 日本の現状は支援が限割りになっており、改活が必要。 (78 本外①) ・行政の申述主義では、本当に必要な人への支援が行われない、行政側が固定見していく取組のが重要。(4 本心①) ・行政の申述主義では、本当に必要な人への支援が行われない、行政側が固定見していく取組のが重要。(4 本心①) ・包括的支限には、行政・地域による「つながり」が必 を、現場にもっとも必要なものは「マンバワーの育成 と 野果」、(47)3 生所資料) ・生活に風料する仕事を支える拠点として、発用対策の 分野において、住政が直接接対を占述をのサー じえの実施や体制でくりを進めるべき。(473 生外) ・分ある制度・インフラ(は発性協論会、生活疾援、 対策度など)の原用を結対すべき。(270 生外) ・行政の現本では相談論会、生活疾援、 対策度など)の原用を結対すべき。(270 生外) ・行政の現本では極端を発すするとは実験、 対策度など)の原用を結対すべき。(270 生外) ・行政の現本では極端を発することは実験、 ・対策度など)の原用を結対すべき。(270 生外) ・行政の現本では保護を持つ、と、1910 生外) ・行政の現本では作物を拒視していた自治体の中には重 実により理論的な報書を受けたところもある。固めで 様に、保管マ・各国医の情報とその提所について検討が ・使用の基本的な情報を把握していた自治体の中には意 実により理論的な報書を受けたところもある。固めで 様に関すると同様とその提所について検討が ・使用の基本的な情報を把握していた自治体の中には重 実により理論的な報書を受けたところもある。固めで 様に関すると同様とその提所について検討が ・使用の基本的な情報を把握していた自治体の中には意 実により理論的な報書を受けたところもある。固めで ・使用の基本的な情報を把握していた自治体の中には意 実により理論的な報書を受けたところもある。固めで ・使用の基本的な情報を把握していた自治体の中には意					
3 サボーターが支援する「年走的支援」が必要(有吉 4/7 次科)。 ・子ども若者の一貫した支援は重要。子ども若者問題について統治的なサービスを担う能容が行うことが過当 だが、予算なイナの。《(17年 百費)等。 ・子ともの教育様法の問題に求処するには、福祉的分野 との理核の運動に対して、学新規以験のは言規施策 は不足。(417年 百費)等。(宮本かり)) ・記述的な著者政策におわる人材が不足。(417年 古古教 前田買料) ・人材不足の要型は、身分保証が不十分なこと。多大な 財店が必要だが、それが確保されない張り、問題は解 決してい、(4/17 第1日資料) ・先種簡目は認識な著者を補助するシステムがあるが、 日本の現状は支援が福利りになっており、改善が必要。 (宮本がり) ・行政の申戒主義では、本当に必要な人への支援が行われない、有效側が問題発見していく取組みが重要。(生 水気) ・日本の事業を対していて、規模が重要。(生 水気) ・型流に関する住民を支える拠点として、質問対策の 分野において、住民が直接をする返復になべり一 と名法、(477年 本質料) ・生活に関する住民を支える拠点として、質問対策の 分野において、住民が直接をする返復に強くなのサー との変素や体制づくりを進めるべき。(4/23年) ・分野において、住民が直接をする返復に対していか。 ・分野において、住民が直接をする返復に対していか。 ・分野において、住民が直接をする返復に対していか。 ・分野において、住民が直接を持てる返復に対していか。 ・の方式を体料がくりを進めるべき。(4/23年) ・分野において、住民が直接を指していたり、日本体を認識会、生活体験 ・対方支援などうの元用を検討すべき。(2719年 次) ・行政の選集で指数を持てする。(2月17年 大学の ・対方の選集で情報とすることのに個人情報を翻議会、 ・見見の正常のは前後を搭理していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的の情報を任何していた日法体の中には 類により定義的な情報を任何していた日法体の中には 類により定義的な情報を任何していた日法体の中には 類により定義的な情報を任何していた日法体の中には 類により定義的な情報を任何していた日法体の中には 類によりな情報を任何を表している。					
4/7 密料)。					
・ 子ども老者の一葉した実施は重要、子ども基本問題について診めなかサービスを担ち 知識で行うことが適当だが、予算は不十分。(4/9 有音型料)・ 子どもの数有核変の耐能に対処するには、極起的分野との密接の過度。(4/9 前田資料)・ 航学前の解字形態策に比べ、手部前以降の障害児施策は不足。(4/18 前田資料)・ 低性的な差積数策と表表支援施素が必要。(6/3 本の人)・ 子ども看意支援に発力を入材が不足。(4/19 有百度料、前田資料)・ 人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な財務が必要だが、それが確保されない限り、問題は解決しない。(4/19 有百度料、前田資料)・ 先進諸國には困難な若者を援迎するシステムがあるが、日本の現状は支援的範則にはる一ており、改善が必要。(8/2 本が行)・ 行政の申請主義では、本当に必要な人の支援が行われない。 行政側の申請主義では、本当に必要な人の支援が行われない。 行政側の申請主義では、本当に必要な人の支援が行わなが要。(8/2 本が行)・ 色話的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。 現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と完実」。(4/17 生光/資料)・ 生活に周衛する住民文は、行政・地域による「つながり」が必要、現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と実実」、(4/17 生光/資料)・ 生活に固有する任民文は、(4/2 年光/17 年代)・ 日本の大学な権が対し、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学な権が対し、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学な権が対し、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学な様がよるとないの実施を対するとないとないのサービスの大学な様がよるとないの実施を対するとないとない。(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学な様が表し、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学などの表し、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大学などのより、(4/2 年末/18 年代)・ 日本の大学などのより、(4/2 年末/17 年代)・ 日本の大					
ついて総合的なサービスを担う制電が行うことが適当 だが、予算は不少が、(4/9 有声観光) ・ 子どもの族育物差の問題に対処するには、福祉的分野 ・ 公話が必要。(4/19 前田資料) ・ 会話的な著意版を主意を支援施成が必要。(済木が①) ・ 子ども著書支援に成わる人材が不足。(4/19 有百2以、					
たが、子草は木下小か。(4/19 有言を料) ・子どもの参析を近期間に列取するには、福祉的分野との総体な速度が必要。(4/19 南市資料) ・記学的の等声形態な正とへ、学部別以降の容害形態を成して不足。(4/19 有音資料、前田資料) ・包括的な蓄者放政と著音変援原策が必要。(富木み①) ・子とも若者支援に対る人材が不足。(4/19 有音資料、前田資料) ・人材不足の要因は、身分保煙が不十分なこと。多大な財源が必要だが、それが確保されない現り、問題は解決しない。(4/19 前田資料) ・先動信間には開館な若者を無限するシステムがあるが、日本の選択は支援が破割りになっており、改善が必要。(富木み①) ・行政の前罪主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取給かが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と死実」(4/7 生水資料) ・生態に関係する社をと支える拠点として、負限対策の分野において、住房が直接接ずる込み自合体でのサービスの未実や終剤でいると発力が必要。(4/19 年水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を持すべき。(2/19 年水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を持ちてきる。(2/19 年水) ・行政の発電で保護大力であるに個人情報と議法の見見面しが必要。(2/19 第本) ・住民の基本的なに個人情報と議法の見見面しが必要。(2/19 第本) ・住民の基本的なに個人情報を選法の見見面しが必要。(2/19 第本) ・住民の基本的な信頼を必要していた自合体の中には定別により地議域が本需要を受けたところもある。同が担握といいた自合体の中には正別により地議域が本需要を受けたところもある。同が担限に対していた自合体の中には正別により地議域が本需要を受けたところもある。同が知					
との密検な選携が必要。(4/19 有自資料、前田資料) ・ 飲労物の運売物鑑家に比べ、学給別以降の障害児施案 は不足。(4/19 有自資料、前田資料) ・ 包括的な若有放策と若有支援施策が必要。(百本み①) ・ 子ども若者変矩に繋わる人材が不足。(4/19 有自資料、前田資料) ・ 人材不足の要別は、身分保障が不十分なこと。多大な 財滅が必要だが、それが確保されない限り、問題は解 決しない。(4/19 前田西津料) ・ 先進諸国には問題な若若を補股するシステムがあるが、 日本の現状は支援が概制りになっており、改善が必要。 (宮本み①) ・ 行政の明計主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生 水(①) ・ 包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/17 生水資料) ・ 生活に国嗣する社民を支える拠点として、共国規分の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進むるべき。(4/20 生水) ・ 令ある制度・インフラ (社会福祉協議会、生活保護) を対決を構造を見いる不同で、自然を持定して、対国対策が、今。(2/10 編末) ・ 行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見慮しが必要。(2/10 編末) ・ 住民の基本的保積を把握していた自治体の中には証					
・ 前学前の院書別應紙に比べ、学給邦以降の除書児施策 (本不足、(4/19 有吉資料、前田資料) ・ 色語的な者有放棄と若有支殖性策が必要。(宮本み①) ・ 子ども若有支援に関わる人材が不足。(4/19 有吉資料、前田資料) ・ 人材不足の屋回は、身分保部が不十分なこと。多大な 財滅が必要だが、それが確保されない限り、問題は解 決しない。(4/19 前田資料) ・ 先端語回には困難な事者を指捉するシステムがあるが、 日本の現状は支援が緩削りになっており、改善が必要。 (宮本み②) ・ 行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組が行き れない。行政側が問題発見していく取組がが写り、が必 要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成 と充実」。(4/7 生水資料) ・ 生活に困例する往民を支える過点として、質因対策の 分野において、住民が直接接する基礎信持をのサー ビスの実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生)が、 ・ 今ある制度・インフラ (社会福祉組織会、生活保護、					・子どもの教育格差の問題に対処するには、福祉的分野
は不足。(4/19 有吉資料、前田資料) ・包括的な客者政策と素者支援施策が必要。(宮本み①) ・子ども著者支援に機かる人材が不足。(4/19 有吉資料、前田資料) ・人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な財運が必要だが、それが確保されない限り、問題は解決しない。(4/19 前田資料) ・光譜簡目には固度な書きを前段するシステムがあるが、日本の最快は支援が観測りになっており、改善が必要。(宮本み①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と死実」。(4/7 生水定料) ・生活に関密する住民を表える拠点として、貴国対策の分野によいて、住民に確保持する活躍ら体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある側度・インフラ (社会程址協議会、生活保護、就労支援などの)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見値しが必要。(2/19 離本)・ 住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には深質により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその選用について終討が必要。(條本)					との密接な連携が必要。(4/19 前田資料)
・ 包括的な若者改策と若者支援施策が必要。(富本み①) ・ 子ども若者支援に携わる人材が不足。(4/19 有吉資料、前田資料) ・ 人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な 射滅が必要だが、それが確保されない限り、問題は解 決しない。(4/19 前田資料) ・ 先進館国には問難な若者を排捉するシステムがあるが、 日本の環状は支援が鏡割りになっており、改善が必要。 (宮本み①) ・ 行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政例が問題発見していく取組みが重要。(生 水①) ・ 包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。 現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(47 生水資料) ・ 生活に固窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・ 今ある制度・インフラ(社会極นに協会、生活保証、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生木) ・ 行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見遠しが必要。(2/19 藤本) ・ 住民の高本的な情報を把握していた自治体の中には高災により複談的な被害を受けたところもある。国が担援、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(6年)					
・子ども若含支援に携わる人材が不足。(4/19 有言資料、前田資料) ・人材不足の要因は、身分保降が不十分なこと。多大な 財盃が必要だが、それが確保されない限り、問題は解 決しない。(4/19 前田資料) ・先進諸国には困難な若者を指版するシステムがあるが、 日本の現状は支援が練割りになっており、改善が必要。 (宮本み①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/1生水資料) ・生活に固窮する任息を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/32生水)・今ある制度・インフラ(社会情能は議会、生活保護、					_
前田資料) ・人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な 財滅が必要だが、それが確保されない環り、問題は解 決しない。(4/19 前田資料) ・先進諸国には困難な著者を補捉するシステムがあるが、 日本の現状は支援が観割りになっており、改善が多要。 (宮本外①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題殉見していく取組かが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を統計すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 様本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には最災により複雑的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその選用について検討が必要。(湯本)					
財源が必要だが、それが確保されない限り、問題は解決しない。(4/19 前田資料) ・先進諸国には困難な若者を補捉するシステムがあるが、日本の退状は支援が解割りになっており、改善が必要。 (宮本み①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/12 生水資料) ・生活に困解する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの天実や体制づくりを進める基礎自治体でのサービスの天実や体制づくりを進める基礎自治体でのサービスの天実や体制づくりを進める基礎自治体でのサービスの表案を持ちが、10 活用を検討すべき。(4/23 生水)・ 今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が犯権、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					
決しない。(4/19 前田資料) ・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。(宮本み①) ・ 行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・ 包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接検する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活侵議、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 廉本)・住民の基本的な情報を把檻していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が祀、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					
・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、日本の現状は支援が報割りになっており、改善が必要。(宮本現介) ・ 行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・ 包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・ 生活に因窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・ 今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・ 行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・ 住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な雑者を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(原本・)					財源が必要だが、それが確保されない限り、問題は解
日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。 (宮本み①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に関節する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会補祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共和するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(痛本)					決しない。(4/19 前田資料)
(宮本み①) ・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に固窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、
・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。
れない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					(宮本み①)
れない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生水①) ・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行わ
・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ (社会福祉協議会、生活保護、就労支の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					れない。行政側が問題発見していく取組みが重要。(生
要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					水①)
と充実」。(4/7 生水資料) ・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必
・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成
分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水)・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本)・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					と充実」。(4/7 生水資料)
ビスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の
ビスの充実や体制づくりを進めるべき。(4/23 生水) ・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。(藤本)					分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサー
就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水) ・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の 見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震 災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					
・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の 見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震 災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					・今ある制度・インフラ(社会福祉協議会、生活保護、
・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の 見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震 災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					就労支援など)の活用を検討すべき。(2/19 生水)
見直しが必要。(2/19 藤本) ・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震 災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の
・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震 災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					
災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把 握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					
握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が 必要。(藤本)					
必要。(藤本)					
		I	1	1	

				T
		・生活保護の運用を見直し、	・生活保護基準の適正化と勤労控除	
		自立を促進。自立できるま	の見直しなど就労意欲を促進する	
		で一時的に住める公営の寮	具体的方策を検討すべき。(知事	
		を増加。(朝日)	会)	
			・医療扶助や住宅扶助等の適正化を	
			図るべき。(知事会)	
			・暴力団や貧困ビジネス対策等不正	
	<u>生</u>		受給防止対策を徹底すべき。(知事	
			会)	
	護制		・関係者の連携強化による保護すべ	
	生活保護制度の		き者の早期発見、相談者へのきめ	
	の		細やかな対応による漏給防止の徹	
	あり あり 方		底。(知事会)	
	万		・他の施策との密接な連携を図り、	
			抜本的な改革に早急に取り組むこ	
			とが必要。その際、就労支援制度	
			を創設する必要。(市長会)	
			・相談窓口体制の充実。(市長会)	
			・生活保護制度の適正化に向けた法	
			改正等。(市長会)	
			・障害者の総合福祉のためにも「制	
			度の谷間」問題の解消を図るべき、	
			利用者の負担能力を考慮した適正	
	陪		な負担とすべき、障害者が自立し	
	障害		た生活を営めるよう、総合的なサ	
7	害者福祉制度		一ビス体系の構築を図るべき、十	
•	倍 祉		分な障害福祉サービスが確保でき	
障	制		るよう、安定財源を確保すべき。	
障害者			(知事会)	
18	のあり方		・障がい者の自立と社会参加に向け	
	労		た施策の充実、自治体間格差の解し	
			消と十分な財政措置を講じる必	
			要。新制度については、関係者の	
			意見等を尊重。(市長会)	

				目が必要。政策には優先順位をつけなければならないし、同じ財源を最大に生かす効率化が必要。(4/7 宮島)
				・社会保障は義援金と同じであり、政策配分には厳しい
				崎・安藤資料)
			除。(藤井)	利便性を高め、質を高めていける方法は存在。(4/7 駒
一花			公債や借入金への依存を徹底して排	・社会保障において税金を節減しながらも、より国民の
財政健全化	成		・ワイズ・スペンディングを目指し、	も想定外の反応を呼び起こしかねない。(2/26 柳澤)
政	同 時 達 成		要。(藤井)	国民の期待にも反することになるし、またマーケットに
			是正等を同時にかつ急速に講じる必	つながる問題である。先送りというイメージを与えたら
	化 の		赤字の縮小と福祉制度の機能不全の	・財政は、国債の価格を通じ、マーケットという世界に
財源確保と	健全		収措置を開始する必要。その際、財政	(2/5 峰崎)
源	政 健		・できる限り早期にヴィジョン付き増	いかなければならないという問題意識の共有が必要。
財	財政	能強化とセット。(連合)	要。(伊藤)	肥大化してきており、政府が切迫感をもって取り組んで
8		の整備等の社会保障の機	した財政健全化のシナリオを出す必	・時間が経てば経つほど財政再建という領域がだんだん
		第2のセーフティネット	りつつあり、できるだけ早くきちんと	吉川)
		・負担増は、少子化対策や	流れの中でマクロ経済が大きく変わ	り、破綻を避けなければいけない、これは至上命題。(2/5
		るを得ない。(日商)	の状況をよく見る必要。震災も含めた	ないということ。我が国の財政は非常に厳しい状況にあ
		ると、消費税を引き上げざ	ランスのみならず、目先のマクロ経済	ないということは、そのまま日本の財政の持続可能性が
		┃・財政赤字の状況等を考え │	・財政健全化の問題は長期的な財政バ	・日本の社会保障制度がファイナンシャルに持続可能で

税負担のあり方

- ・基礎年金、高齢者医療、 介護、子育て支援の給付の 自然増と税負担割合の引 上げ分に消費税を充当(消 費税の社会保障目的税 化)。消費税率をできるだ け速やかに 10%まで引き 上げる。2020 年代半ばま でに 10%台後半に引上 げ。(経団連)
- ・消費税は年金目的税化。 公的年金等控除の縮小・廃 止。消費税率引上げに伴う 低所得層の負担増に配慮 し、給付つき税額控除を導 入。(同友会)
- ・消費税の引上げに当たっては、複数税率は導入すべきでない。逆進性対策は、まずは社会保障給付など歳出面から対応すべき。(日商)
- ・現役世代や企業に大きく 依存した税・社会保険料体 系を維持していくことは 限界。(経団連・日商)
- ・直間比率の見直し、法人 実効税率、中小法人に係る 軽減税率のさらなる引き 下げ。地域主権の実現に向 け、国と地方のあり方と税 制について検討(日商)
- ・所得税の課税最低限の引上げ、税率構造を見直し、 給付付き税額控除の導入、 金融所得課税の強化から 総合課税化へ、給与所得控 除の見直し。相続税の強化 等。(連合)
- インボイス方式、「消費税 税額控除」の導入等による、消費税の社会保障安定 財源化。(連合)
- ・法人所得課税の改革、地 方消費税の引上げを含め 安定的な地方税体系を確 立。(連合)

- ・財政を「安心勘定」(社会 保障部門)と「我慢勘定」 (社会保障部門以外)の二 つに大きく分け、我慢勘定 では歳出削減。安心勘定を 支えるために大幅な負担増 は避けられない。所得税や 相続税を含めた一体的な税 制の見直しをする中で、消 費増税。(朝日)
- ・社会保障の安定財源として 消費税を基本にしながら も、所得と資産への課税に ついても見直すことを検討 すべき。(毎日)
- ・消費税を目的税化して「社会保障税」に改め、税率を 10%とする。ただし、食料品など生活必需品は5%に軽減。税収の使途は、医療、介護も含めた社会保障給付に限定。(読売)
- ・消費税は将来、10%台半ば まで引き上げ。(日経)
- ・「自立応援年金制度」の財源は、豊かな高齢者の基礎年金の税負担分を減額して捻出し、不足分は、消費税増税などの新財源を充てる。(産経)

- ・所得税・法人税・相続税についても 目指すべき水準を明示。(湯浅)
- ・消費税について、高齢者三経費と少子化対策の間の按分率を明示。(湯浅)
- ・社会保障の税財源として、消費税が 重要。消費税は世代間格差の縮小に寄 与するし、経済成長を阻害しない。所 得課税と消費課税の役割分担が必要。 (土居)
- 増税の時期は先送りすべきではない。 (土居)
- ・厳密な意味での目的税化は不適切。 高齢化社会における公平性にはストック課税が重要。(大田)
- ・消費税の目的税化は、消費税収の枠内に社会保障給付費を収めるべきということにならないか、懸念。(日医)

・消費税については、景気動向を踏まえながら、慎重に 引上げ時期を判断すべき。(4/23 亀井)

	・国民に負担増を求める際	・効果的かつ効	率的な社会保障制度・	財政規模、税の所得再分配機能を拡	・社会保障のサービスを実施するのは地方自治体であり、
	には、徹底した行財政改革	を持続的に維	持するため、国・地	充。(湯浅)	国と地方の役割の整備と財源配分の議論が重要。(2/26
	を実行。負担増を求めるタ	方を通じた恒	久的かつ安定的な財・	社会保障給付費に対する国と地方の	生水)
	イミングや経済運営に万	源を確保。(テ	5長会) 1	役割分担に応じて消費税収を配分。	・補助制度ではなく権限移譲により地方自治体に決定権
	全を期す必要。税と保険料	・全国一律の理	見金給付は国が、現物	(土居)	を与えることが、生活を支えるトータルな福祉の実現の
	のバランスや負担水準を	サービスは地	方が担うとの考え方・	地方の財源確保については、地方の	近道である。(2/26 前田)
	どの程度にするのかを検	を基本に、地	方の安定財源の確保	自主・自立性を高めるための地方税財	・地方は、国に負担を求める前に、「給付と負担の見え
そ	討。(日商)。	も念頭に置く	必要。(町村会)	政制度の見直しとあわせ、地方自治体	る化」し、住民に示す努力をすべき。(4/7 矢﨑)
の他		• 低中所得者の	O保険料負担が重く、 7	が自ら納税者に向き合い、納得を得な	・診療報酬と消費税は切り離して、消費税は見える化(外
他		所得再分配機	能が低下しているこ フ	がら行政サービスを行うことを目指	税)すべき。(亀田①)
		とから、公費	と保険料の割合の大	すべき。(土居)	・日本版休眠口座基金の創設。 (駒崎①)
		幅な見直しが	必要。(町村会)		
		・地方が、単独	事業を含め、地方の		
		実情に応じた	きめ細かな福祉サー		
		ビスを安定的	に行っていくために		
		は、それを支	える地方財源の確保		
		が極めて重要	。(町村会)		

※委員名の後にある①~③は、意見交換の場の第1回~第3回を示している。 ※(「委員名」資料)は、準備作業会合において提出された資料を示している。

社会保障改革に関する意見等 (集中検討会議への準備作業会合における提出資料要旨)

事項	項目	財務省	総務省	経済産業省	文部科学省	内閣府 (少子化対策・男女共同参画)
	社 会 保 障 改 革 の 基 本方針	・社会保障と税の一体改革のポイントは、①社会保障の安定の実現、 ②社会経済の変化に対応した機能 の強化、③社会保障の安定・強化 と財政健全化の同時達成。	・改革の視点は、①社会保障制度の 持続可能性の確保、②制度相互間の 化、柔軟性の確保、制度相互間の 連携(制度における地方自治体の 自己法会サービス(現物給付)の質・ 量の充実、地域間で偏りがない表 量の代間、公平性を重視する。 ・世代間・公平性を重視する表 を担けるのの高い社会保障サースの満足度の高い社会保障 のの高ようにする。	・社会保障が経済成長と相互に関連 し合う動的なものとしてとらえる 必要があるのではないか。 ・「多くの現役世代が少ない高齢世 代を支える」ことを前提に構築さ れた現行の社会保障制度を維持す ると、現役世代の負担が大きくな るが、社会保障制度の持続可能性 の観点からどう考えるかが課題。	 ・少子高齢社会の中で持続的な社会を実現し、国民一人一人の能力を発揮するため、「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」と「未来への投資としての社会保障」が必要。 ・今の日本が置かれた状況はあり、1人1人に教育の機会(共通のスートライン)を保証するのとにおいて、一人の潜在能力(ケイパビリティー)を最大限に伸ばし、トランポリン社会を実現することが必要。 	・昨今の経済社会情勢を踏まえ、働まるともに生きやすい社を会に生きやすい社を会のあるを削さる女性が能力を引きるともいるを削された。からいた制度というできるを関するがは、かりますが、かりますが、かりますが、かりますが、では、は、は、では、は、は、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
1. 総論的事項	目指 会 に に で 保 に 付 と 負担)	 ・少子高齢化が急速に進展する中、現行の社会保障制度は給付と負担のバランスが崩れた状況。 ・サービス量の不足(医師不足、待機児童などのほころびの補修)やサービス量の拡大(高齢化等に伴うサービス量の拡大)への対応。 ・あわせて、国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が、質的な機能強化につながる。 	・制度の柔軟性を確保するため、施設基準等の緩和、財政面での自由度拡大(包括的な財源措置等)・現場の経験を制度に反映させるしくみを構築・多様な事業主体の参画などにより、対人社会サービスを質と量の両面から確保	創出につなげるための成長戦略の 推進 ① 女性や高齢者、若者が生きがいを動ける社会の実現 ② 医療・強康分野におるる多様な事業主体の参りまますが安にのといるのでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つののでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ	・「切れ目なく全世代を対象とした 社会保障」、「未来への投資として の社会保障」の原則を踏まえ、全 ての人に活躍のチャンスが得られ るよう、子ども・若者の学びを切 れ目なく支援し、「強い人材」の実 現による雇用・就業の拡大を図る ことにより、教育や雇用と連携し た社会保障と経済成長の好循環を 確立。	・人口減少・高齢化が進む中で将来の社会保障や経済を支えていくためには、女性の就労を支援してM字カーブ問題を解消し、女性の潜在力を最大限活用することが必須。 ・また、次世代が良質な成育環境の下で育つことを保障することも、社会保障制度を持続可能なものとするために不可欠。

	施 策 の 優 先順位	・機能強化の検討に当たっては、まずサービス量の増加という視点が必要(サービス量の増加につながらない単なる負担の軽減といった視点は優先順位が劣後)。			・人口が減少しようとも持続可能な 社会のためには、未来への投資が 必要。未来への投資として、教育 の果たす役割は大きい。 ・全世代を通じてみると、若年層へ のサービスに関する給付は少な く、負担は大きい。若年層の少な さを考慮しても、日本は家族・ブ・ ウェルフェア)への支出は少ない。 ・少子化が進む諸外国も未来への投 資を着実に図っており、日本も全 世代を対象とした社会保障が必 要。	・子ども・子育て新システムは、社会保障の中でも優先課題。 (「社会保障改革の推進について」 (平成22年12月14日閣議決定)
2. 医療・介護	サ提の(効能連包等一供見点化、化地ケビ体直化、機と域ア	 ・医師不足に対応して、①急性期入院医療、②在宅医療・介護への人・資源配分の重点化=診療報酬・介護報酬の配分見直し。(有識者検討会報告) ・医師を全国に計画配置。(集中検討会議・読売資料) ・「家庭医」の普及、大学病院等では専門医が難しい病気の治療に専念。療養病床などの高齢患者を介護施設に誘導。(集中検討会議・日経資料) 	業主体の参画などにより量的に拡	・患者のQこかででは、 を有くなが、でいますが、でいますが、でいまでは、 を有いなが、でいまでは、 を有いなが、でのとををでいますが、でのとのででは、 を有いなが、でのとのでででででででででででででででででででででででででででででででででで		

		・国保を都道府県単位化することに・保険者が保険支出を削減するイン	
		より、保険料の格差是正や財政基 センティブを強化する。例えば、	
保険制度		盤の安定化を推進(将来的に、国 健診・保健指導の実施率等、メタ	
の安定(保		保及び被用者保険の一元化を視し、ボ率に応じて、後期高齢者医療制し	
除者機能		野) 度の後期高齢者支援金を加減算	
の強化等)		・国保に低所得者が集中する構造に する仕組みを強化すべきではな	
		鑑み、公費配分や被用者保険とのいか。	
		財政調整等により財政基盤を強化	
		・高齢化や生活習慣病の増大に伴	
	みんなできちっと支え合うが、中	い、予防・リハビリなどサービス	
	所得以上の人はスモールリスクは	の需要が多様化していることに鑑り	
	自助努力で賄うということも一つ	み、公的保険・医療行為の範囲を	
	の考え方である。(集中検討会議・	明確化することで、保険外での新	
	吉川委員発言)	市場の創出を図るべきではない	
	・軽度の要介護者等への給付の見直	か。	
	し(重点化)(集中検討会議・経団	・市販品類似薬(うがい薬、湿布薬	
	連資料)	等)は公的保険の対象から除外す	
		べきではないか。また、ジェネリ	
		ック医薬品及びジェネリック医薬	
		品のある先発医薬品の薬価の見直	
		しを進めるべきではないか。	
		・介護報酬を、時間ではなく、個別	
/\ 		のサービス内容で定めることと	
公的給付		し、そのサービス内容は基本的な	
のあり		ものとすべきではないか。それ以	
方・利用者		外のサービスについては自己負担	
負担等		とし、一体的に提供可能とすべき	
		ではないか。	
		・IT等を活用することにより事務	
		作業を効率化し、介護サービスの	
		提供時間が月間 450 時間又は介護	
		士・ヘルパー10 名増すごとに 1 名	
		の事務職の必置基準等を緩和すべ	
		きではないか。	
		・軽度者は保険給付の対象外とする	
		ことにより、重度の要介護者に十	
		分な介護サービスを提供すべきで	
		はないか。	
		・特養への入所は、より必要性の高	
		い重度の要介護者に重点化すべき	
		ではないか。	

医療イノ ベーショ ン・技術革 新への対 応等	・「CTの活用により在宅での健康 管理を推進 ・どこでもMY病院構想の推進等に より、個人が自らの医療・健康情報 を電子的に管理し、どこの病院に行っても活用できるようにすること で、重複投薬等を防ぐべきではないか。また、カルテの電子化と電子化 するときの標準化を進め、データ分析を通じた「診療行為の標準化」など根拠に基づいた医療(EBM)を実現すべきではないか。	
3 · 子ども・子 子でも・子 育 ステム	・子育てサービスの充実(子ども・子育て新システムの制度設計において地方の自由度を拡大)。子どものニーズに応じた保育サービスや就学前教育を実施(幼保一体化など)。保育施設や人員配置の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。保育ママ、一時預かり等のメニューの弾力化や財政面での自由度拡大。	・以下の基本的な考え方に基づく「子ども・子育て新システム」を構築。 〇すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援。 ・質の高い幼児教育・保育の一体的提供(幼保一体化)・保育の量的拡大による待機児童の解消・家庭における養育支援の充実〇基礎自治体(市町村)が実施主体〇子ども・子育て会議(仮称)の設置〇社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

		・国・自治体・企業・利用者が子育	・保育士等の処遇改善。児童福祉司		・教育段階では家庭の負担が大き	・女性の潜在力の発揮が経済社会の
		て支援の拡充のために力をあわせ	等の専門性の向上等による相談業		く、子育て・教育の真っ最中であ	活性化に不可欠。就業継続や子育
		る必要(有識者検討会報告)	務の強化。		る主に30~50代の現役世代の負担	て後の再就業の支援が重要。
		②必安(有概有换的五秋日)	1万0万宝16。		大。	で後の特別未の文ign・主安。
					・国際的に見ても、日本の子ども・	
					若者向け公的支出は 39 カ国中 38	
					位と下位に位置し、若年層の少な	
					さを考慮しても、家族・教育・積	
					極的労働政策(ポジティブ・ウェ	
					ルフェア)は低レベル。	
					・教育費の負担は少子化の最大の要	
					因。	
					・義務教育において、すべての子ど	
	働き方・仕				もに自立して社会に参加できる基	
	事と子育				盤を確立(少人数学級などによる	
	ての両立				低学力層への支援、低所得世帯を	
	等				対象とした就学援助の充実など)	
	चें				・高校教育・高等教育において、意	
					思があれば学びを継続できる環境	
					を整備(低所得世帯を対象にした	
					経済的支援(授業料減免、奨学金	
					等)の充実、米国並みの修士・博	
					士課程の学生に対する支援など)	
					・高校生・大学生等の就業力強化・	
					社会人の生涯にわたる職業に関す	
					る学びの推進(雇用の流動化や成	
					長分野の担い手創出に向けた人材	
					育成、社会人の生涯にわたる職業	
					に関する学びの推進、社会人の学	
					び直し・資格取得の機会の創出や 経済的支援の充実など)	
				・公的年金の持続可能性を明らかに	性がより入りないがなった。	
				するため、アメリカのように、①		
	年金制度			受給年齢に達している現在加入		
	抜本改革			者、②受給年齢に達していない現		
	の考え			在加入者、③将来加入者ごとに、		
	方・改革の			保険料と給付額の見込みを提示		
	プロセス			し、世代間扶養の状況を明らかに		
4.				する公的年金会計を導入すべきで		
在				はないか。		
年金		・低所得者に対する「自立応援年金」		・高齢者間における所得再分配の観		
	里 化 / D 阵	(月2万円程度、財源は高所得者		点から、高い所得を有する者に対		
	最低保障	の基礎年金国庫負担分を削減等)		する基礎年金給付の減額や公的年		
	機能、基礎	(集中検討会議・産経資料)		金等控除の縮減によって得た財源		
	部分の設	1212 C 12 22 2 22 2 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2		を所得の低い高齢者の基礎年金・		
	計•財源			最低保障年金に充当すべきではな		
				いか。		

	・非正規・パートは「新厚生年金(厚		・非正規労働者の割合は女性雇用
所得比例	生・共済一元化)」へ(集中検討会		の半数超。また、非正規雇用が
部分の設	議・毎日資料)		加する中、男性世帯主の安定的
計(適用拡	・パート労働者への厚生年金適用		用を前提とした現行制度にほ
大・一元化	(集中検討会議・産経資料)		ろびが生じており、非正規労働
等)	(5)(1)(3)(3)(4)(5)(4)(7)		への社会保険の適用拡大の検
.,,			が必要。
	・一定以上の年収世帯は、基礎年金	・高齢者の雇用環境の整備を進める	第3号被保険者制度について、
	をクローバック(払い戻す)(集中	ことを条件に、年金支給開始年齢	女共同参画の視点から、更なる
	検討会議・連合資料)	について、段階的に年齢引上げを	計が必要。
		行うべきではないか。	11% 20·30
		・個人の自助努力を支援するため、	
		一定年齢以上(60歳前後)の引出	
		しを条件とする資産形成に対する	
		公的補助制度又は税制優遇によ	
		り、私的年金の充実を図るべきで	
		はないか。	
その他(マ		・確定拠出年金(日本版401K)	
クロ経済		におけるマッチング拠出解禁の早	
スライド		期実現及び拠出限度額の引き上げ	
のあり方		により、更なる制度充実を図るべ きではないか。	
等)		・リバースモーゲージ制度や自宅を	
		賃貸し家賃収入を得ることができ	
		る制度の利用を促進すべきではな	
		いか。	
		・マクロ経済スライドを物価下落時	
		においても実施すべきではない	
		か。	
		・公的年金の国債依存の運用を見直	
		すとともに、企業年金基金の保有	
		する資産の運用高度化を図るべき	
		ではないか。	

		・求職者支援制度法案の成立、同制	・地方自治体の福祉事務所、雇用・	・家庭の経済状況と学力や進学には
		度の活用	住宅担当部局が中心となり、国の	相関関係が明確に存在し、大学進
		・縦割りの制度を越えた、国民一人	ハローワーク等との協働により、	学率には地域格差がある。また、
		ひとりの事情に即しての包括的な	包括的支援(パーソナルサポート)	学歴は卒業後の就労形態や所得に
		支援(有識者検討会報告)	を実施。 ・NPO等様々な主体により、縦割し	影響し、その影響は次世代へと続
			りの制度の垣根を超えて就労等を	き、負の連鎖が発生。
			支援。縦割りのサービスでは効率	A 0/± 0/4 + 1/2
			性が期待できない地域において多	・負の連鎖を断ち切り、所得にかかし
			機能型サービスを提供。障がい者、	わらず一人一人が共通のスタート
			DV被害者などの個人の実情に応	ラインに立つことを保障していく
			じて、雇用、教育、福祉の垣根を	ことが、大きな政治課題。
			超えた包括的支援。	・少子高齢化により生産年齢人口は
	社会的包		・ケースワーカー等の専門性の向上	減少の一途をたどると想定される
	摂・参加保		等による相談業務の強化。	が、我が国が発展するためには、
	障(若者自			生産年齢の生産力を向上させるこ
5	立支援、職			とが必要。
•	業能力開			
貧困	発、パーソ			・しかしながら、特に若年層の失業
	ナルサポ			率や非正規雇用率は増加。また、
	一ト等)			そのような中、スキルの向上や学
差	1 47			び直しのために必要な企業の人材
格差対策				育成機能は低下し、社会人の学び
來				直し等のために高等教育機関に入ります。
				学する社会人の割合も国際的に見
				て非常に低い。
				・一人一人が、家庭の状況にかかわ
				らず教育のチャンスを与えられ、
				そこで知識・能力を高め、社会で
				活躍するチャンスを得られるよ
				う、義務教育段階や高等学校・高
				等教育段階等において経済的支援
				や人材育成を実施。
			・健康で働ける世代に対し集中的に	
	生活保護		就労支援を行うことにより、自立	
	制度のあ		を支援	
	り方		・高齢者に対しては、生活保障を確	
			保(年金支給額との均衡に配慮)	

		・1990~2011 年度における国の一般	・社会保障費の毎年の自然増は、国	・我が国が持続可能な国家となるた	
		会計歳出の伸びの大半は社会保障	費が約1兆円、地方費が約0.7兆	めには、少子化の改善とともに、	
		関係費の伸び。国債発行額の増加	円と、国・地方ともに大幅な増額	生産人ロー人一人の能力を高める	
		は、税収の落ち込みとともに、社	が毎年度見込まれる。このため、	ことが必要。	
		会保障関係費の伸びが影響。	自立支援の充実などより社会保障	・これには、未来への投資として教	
		・高齢化の進展に伴い、この 20 年	制度の持続可能性を確保する取組	育の果たす役割は大。多角的な学	
		間で国・地方を通じた社会保障の		びの支援により、一人一人の知	
		支出規模は倍増し、その分政府	もに安定的な税財源を確保する必	識・能力を向上させ、生産人口と	
		(国・地方)の総支出が増加。他	要がある。	しての生産性を高めていくことが	
		方、負担水準はむしろ低下。給付		最大の処方箋。	
		と負担のバランスが崩れ、将来世		・このような好循環により、安定し	
		代の負担に依存。		た就業による社会保障の健全化や	
		・主要国でも、高齢化の進展に伴い、		生産性の向上による財政の健全	
6.		社会保障支出が増大しており、日		化、子どもを産み育てる安心感の	
財		本は顕著。一方、主要国では概ね		醸成がもたらされ、持続可能な社	
源		負担水準が上昇しているが、日本		会保障が実現可能。	
確	財政健全	はむしろ低下。			
保と	化の同時	・OECD諸国と比較してみると、			
財	達成	日本の社会保障支出は同程度であ			
財政健全		る一方、国民負担率は低水準。			
健 全		・税制抜本改革で国・地方を通じた			
一花		社会保障給付の安定的財源を確保			
		し、まずは「基礎年金国庫負担 2			
		分の 1」をはじめとした制度の安定			
		化に、さらには機能強化にも対応。			
		・なお、消費税を引き上げる場合に			
		は、国・地方の物資調達等にかか			
		る支出が増加することに留意。			
		・リーマンショックの影響で主要国			
		の財政状況は悪化。昨年のG20ト			
		ロント・サミットで主要国は財政			
		健全化についてコミット。社会保			
		障給付に見合った安定財源の確保			
		が、国際公約ともなっている財政			
		健全化の同時達成につながる。			

社会保障改革に関する集中検討会議の再開に際して ~震災復興と社会保障・税一体改革~

3月11日の東日本大震災以降、震災対策に当面全力を傾注するとの政府方針を踏まえ、本集中会議は有識者委員を中心とした非公式会合の形で討議を進めてきた。

本日の正式な集中検討会議の再開に当たり、未曾有の大震災という新たな事態を踏まえ、改めて、一体改革の議論の枠組みについて踏まえるべき基本的な視点を以下に提起する。

1 大震災と社会保障・税一体改革

- ・ 今回の大震災により、資本ストックの毀損、電力制約、サプライチェーンの障害、消費マインドの低下や内外の風評悪化等の影響が懸念され、今後一定期間経済成長への制約は必至。復興財源確保のための財政負荷も増大。
- ・ 一方で、社会保障の維持・強化のためには、中長期にわたる安定的な財源 確保が必要であり、その規模は短期集中の財政需要である震災復興財源の 規模を大きく上回る。大震災からの復旧・復興が短期的な危機対応である とすれば、社会保障・税一体改革は、確実に進行している少子高齢化・人 口減少という中長期にわたる危機に対応するものであり、両者は二者択一 の関係ではなく、ともに取り組まなければならない課題。
- 大震災による成長制約と財政負荷の増大という事態の下では、真に守り、 実現すべき社会保障像を骨太に示し、より一層の優先順位の明確化、給付 の重点化・選択と集中による社会保障の機能強化を進めることが必要。
- ・ 同時に、今回の震災を機に改めて再認識された、家族や地域社会(コミュニティ)の持つ力、人と人とのつながり、信頼や共助の精神など、国民の中にある連帯=つながり(社会関係資本)を重視するとともに、「自立支援と予防」を軸に、積極的に個人の能力発揮を支援していく「ポジティブ・ウェルフェア」の視点が重要。
- ・ 高齢化の進む被災地域では、社会保障の役割は大きく、選択と集中による機能強化と効率化や「人と地域(コミュニティ)の再生」などの社会保障の課題に先行的・モデル的に取り組むことにより、今後、少子高齢化・人口減少が急速に進む我が国における新たな社会保障のモデル(「安心して暮らせる地域社会モデル」)を未来志向で示すべきである。

2 社会保障改革の「ビジョン」(改革の具体的内容と工程表)の提示

- ・ 社会保障改革については、社会保障国民会議や安心社会実現会議以来多くの議論の蓄積があり、現政権下でも、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告」において、選択と集中による機能強化と効率化、参加保障と全世代対象型への転換などの改革の方向性がすでに提起されている。
- もはや方向性の議論を行う段階から、それに沿って、改革の具体的内容を わかりやすく提示し、安定財源確保の道筋と工程表を明らかにして国民に 提示する段階に来ている。

3 社会保障財源の安定的確保と財政健全化との一体改革

- ・ 社会保障と財政とは「持続可能性」という点で一体の関係。財政の信認失 墜、機能毀損は社会保障の弱体化、社会の安心基盤の揺らぎに直結。
- 巨額の財政赤字を抱える中、これ以上後代負担に付け回しをしながら社会保障制度を運営し続けることは困難。「現世代の受益は現世代が責任を持って負担する」という当たり前の原則を改めて確認し、そこへの回帰を基本に、安定財源確保と財政健全化の同時達成への道筋を明確にした改革を行うことが必要。

4 成長との好循環を生む社会保障改革

- ・ 医療・介護・保育分野は今後成長と雇用創造が見込まれる分野。社会保障給付を通じた消費需要喚起・地域経済底支え、生活不安解消による過剰貯蓄抑制・消費マインド醸成、医療・介護等の分野での規制改革や研究開発支援によるイノベーションを通じた成長への貢献など、社会保障は経済成長に寄与。
- ・ また、若者・女性・高齢者の就業環境整備、能力開発を通じた人的資本の 形成は、現役時代の雇用保障を通じた老後生活保障によって社会保障の持 続可能性を高め、同時に人口減少下での労働力供給制約を解消して成長に 寄与。
- ・ 他方、成長戦略による日本経済の安定的な成長は税収や社会保険料収入の 安定的な確保を通じ社会保障の財政的な安定・持続可能性を高める。
- ・ 持続的な経済成長は社会保障の機能維持・強化の前提。強い経済・強い財政と強い社会保障の好循環につながる社会保障改革の具体像と明確な道筋を提示することが必要。

社会保障・税一体改革の遅延は社会の安定と財政の持続可能性を弱め、政策選択の幅を狭めて危機管理能力を損なうことにもつながりかねない。

国際社会・市場の信認を確保するためにも、政治の強靱な意思と改革実現への持続する強力なリーダーシップのもと、震災復興とともに、先送りすることなく確実に遂行することが必要である。立場を超え相互信頼と協調の下に、一致して課題解決に取り組まなければならない。

日本を福祉先進国に創り・変えるために

―社会保障改革に関する集中検討会議への提言―

2011 年 4 月 27 日 小川 泰子

- 1. 3.11 大震災後の日本を創り・変えるために
 - 1) 震災後の市町村のグランドデザインを日本の福祉モデルに
 - (1) ユニバーサルデザインの道路・交通整備を ー福祉先進国の道路と公共交通モデルを創る
 - (2)「施設」ではなく「住宅」を整備する。
 - ―整備基準の抜本的改革を―
 - (3) 多世代・多文化共生で人を「つなぐ」街づくり
 - 一次世代の命を育て・繋ぐための人づくり一
 - 2) 生活支援の総合化 ―ワンストップとパーソナルサポートの徹底―
 - (1) 市町村の縦割り福祉行政からの脱皮 生き方支援は総合的視界でムリとムダを解消
 - (2) ソーシャルワークの分断を無くす 総合化することで利用者本位を実現する
 - (3) 医療・介護の総合化
 - ・介護人材育成の教育課程の創り変え
 - ・医療・介護の報酬を見直し財源のムダを無くす
 - ・医療・福祉制度の大改革(法人のあり方・中間組織の見直し)
 - 就労後のスキルアップのフォロー制度とカウンセリング
 - (4) 成年後見制度の見直しで尊厳を支える社会保障の仕組みを
- 2. 福祉先進国の街づくりで21世紀型の公・共を創る
 - 1)「法人」の在り方、その社会的役割、負担のあり方を見直す。
 - 2) 福祉先進国の街づくりは「民」主導で取り組む
 - 3) 3.11 後の日本の行政、政治に創り変える大胆な改革を急ぐ
- 3. 国民は参加と責任を果たす覚悟は出来ているしかし、条件は20世紀型ムリ・ムダを刷新することです。
 - 1) 納得出来る日本の将来ビジョンを分かりやすく示し、合意を得る。
 - 2) それに伴う21世紀社会構造大改革、それがこの会議の基礎です。